

CHUBB®

Business Report
2016

エース損害保険株式会社
A Chubb Company

Contents

ごあいさつ	2
特集 経営統合がもたらす相乗効果と新生 Chubb ブランドについて	4
経営について	9
会社概要	10
エース損害保険株式会社 概要	10
代表的な経営指標	18
チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要	22
チャブ・グループ & エース保険の主な沿革	23
トピックス	24
会社の運営	26
内部統制の基本方針	26
コーポレート・ガバナンスの体制	28
コンプライアンス（法令等遵守）体制	29
環境問題への取り組み	30
第三分野保険の責任準備金の確認	32
リスク管理体制	33
社外・社内の監査体制	34
勧誘方針	34
個人情報保護	35
反社会的勢力に対する基本方針	38
利益相反管理方針	38
お客様の声	40
ディスクロージャー（情報開示）の態勢	46
商品・サービスについて	47
保険のしくみ	48
商品ラインナップ	52
損害サービス	56
業績データ	57
事業の概況	58
経理の状況	68
企業集団等の状況	86
その他	97
損害保険用語の解説	98
店舗所在地一覧	100

ディスクロージャー誌「Business Report 2016」は、当社の経営方針、事業の概況、財務状況等、事業活動についてよりくわしく、わかりやすく説明するためのものです。

当社をご理解いただくうえで、皆様のお役に立てば幸いです。

※本誌は、「保険業法（第111条）」および「同施行規則（第59条の2および第59条の3）」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明資料）です。



ACE and Chubb are now one. エースとチャブはひとつに。

エース保険は、Chubb (チャブ) として生まれかわります。

2016年1月、エース・リミテッドはチャブ・コーポレーションの買収を完了し、130年の歴史をもつチャブの名を継承。エース保険は、新生 Chubb として生まれかわります。

エースとチャブはひとつに。優れたアンダーライティング、優れたサービス、そして優れた実行力が新生 Chubb の理念です。

日本での実績は、前身会社を含めた外資系保険会社として最長の95年以上におよびます。グローバルなネットワークで培われた経験をもとに、豊富な商品構成と高品質の損害サービスで「選ばれる保険会社」をめざし、お客様の事業や暮らしをより一層サポートしてまいります。

※現在、関係当局の認可を前提といたしまして国内における経営統合および社名変更等の準備を進めております。



ジェフ・ハイガー
エース損害保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO
ファー・イースト リージョナル・プレジデント

ごあいさつ Message from the CEO

日頃より、当社をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。
皆様のご支援のおかげで 2015 年度は歴史的な年となりました。

ACE and Chubb are now one.
エースとチャブはひとつになりました。

2016 年 1 月 14 日、エース損害保険株式会社の親会社であるエース・リミテッドがチャブ・コーポレーションを買収し、130 年の歴史をもつチャブという名称で事業を行う保険のグローバルリーダーが誕生しました。新生チャブは、54 カ国で事業を展開し高い財務力と幅広い個人向け・企業向け保険商品を有する世界最大級の損害保険会社です。

新生チャブの特徴は、両社に共通する価値観にあります。エースとチャブの基盤はアンダーライターに注力することです。第一に、アンダーライティングの経験と知識に対する誇り、最高の保険引受を追求する情熱を共有しています。第二に、契約者や代理店、そしてブローカーの皆様へ最高の保険サービスを提供することを信条としています。第三は、規律を守ることエクセレンス（高い水準）を持って実行し、行動することです。最高のアンダーライティング、最高のサービス、そして最高の実行力という 3 つの指針が我々にとって保険の「クラフトマンシップ（職人技）」の礎となります。

私たちは、皆これに携わる職人です。アンダーライティング、クレーム、数理、財務、法務、マーケティング、営業など。私たち全員がクラフトマンとして、顧客にとって価値ある優れた補償を細やかに創造し、作りこみ、提供していきます。

日本においては、2016 年 10 月にエース損害保険株式会社の法人名を Chubb 損害保険株式会社へと正式に変更します。ディストリビューションパートナーの皆様と協力し、全国の既存のお客様および潜在的なお客様にチャブの名前とブランドが認知され、親しみをもっていただければと考えております。

エースからチャブへと新たな時代を迎えるにあたり、引き続き当社ビジネスへのご支援を賜りますようお願い申し上げます。



経営統合がもたらす 相乗効果と 新生Chubbブランド について

2016年1月、親会社であるエース・リミテッドのチャブ・コーポレーション買収に伴い、チャブ・グループの一員となった私たちエース保険は、チャブの日本支店であるフェデラル・インシュアランス・カンパニーとの経営統合に向け準備・手続を進めております。関係当局の認可を前提に、2016年下期より Chubb 損害保険株式会社 (略称:チャブ保険) へと社名を変更する予定です。

Chubb 損害保険株式会社

略称 **チャブ保険**

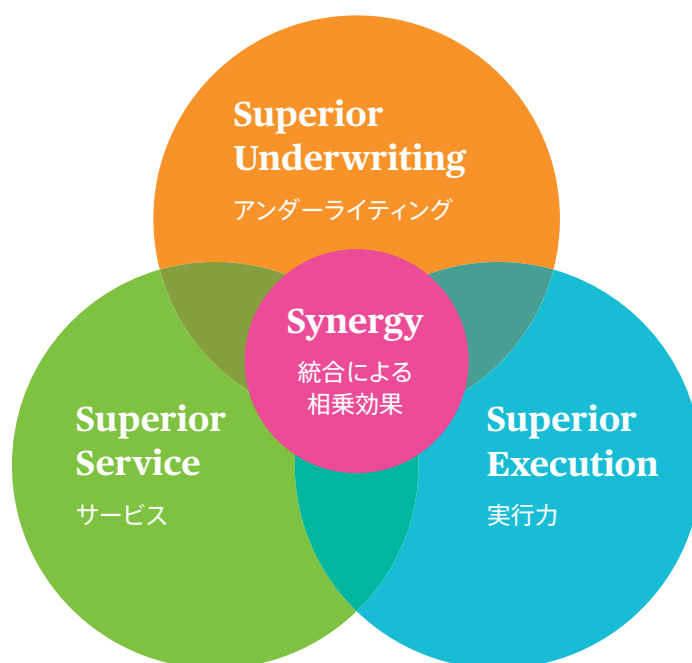
英文社名 **Chubb Insurance Japan**

2016 年下期より社名変更の予定

経営統合がもたらす 3つのシナジー

エースとチャブ、この両社の統合にはプラス面のシナジーが大いに期待できます。そもそもエースとチャブの両社は、ともに共通の価値観を有しています。社長メッセージでも触れましたが、第一にアンダーライティングの経験と知識に対する誇り、最高の保険引受を追求する情熱を共有しています。第二に契約者や代理店、そしてブローカーの皆様には最高の保険サービスを提供することを信条としています。チャブはこの点で特に秀でており、卓越した損害サービス体制を備えています。第三は規律を遵守しつつ、卓越した実行力をもって仕事を成し遂げることです。

社内におけるエースのモットーは“CAN DO”の姿勢で、常に迅速な対応を皆様にお届けすることです。このモットーを礎に高品質のアンダーライティング、サービス、そして実行力というより一層パワーアップした3つのシナジーを得ることができました。これらのシナジーは保険を生業とする私たちにとっての最高の経営資産であり、チャブ・グループで働くすべての人々にとってクラフトマンシップを標榜するうえでの基盤であり自信となっています。



人的資産に求められる クラフトマンシップ －職人技－

確かなマネジメントを前提に、保険はある意味緻密な技術に裏づけられた職人技をもって成立するビジネスと言えます。私たちは、人的資産に求められる実相としてクラフトマンたるべきいくつかの理想にこだわっています。

自らに厳格な技術的向上を求めます。

顧客に対し保険金を素早く公正に支払い、代理店やブローカーに対してはビジネス上の機微といった細部までこだわりつつ、彼らのビジネスを成長させることにより信頼を得られるような技術的向上を図ります。

絶え間ない改善により組織の成長を促します。

私たちは、常日頃からの改善によりそのスキルを磨いています。より良い決断をするために可能な限りデータを収集し、そのデータに裏づけられた先見性を武器に絶え間ない改善に取り組んでいきます。

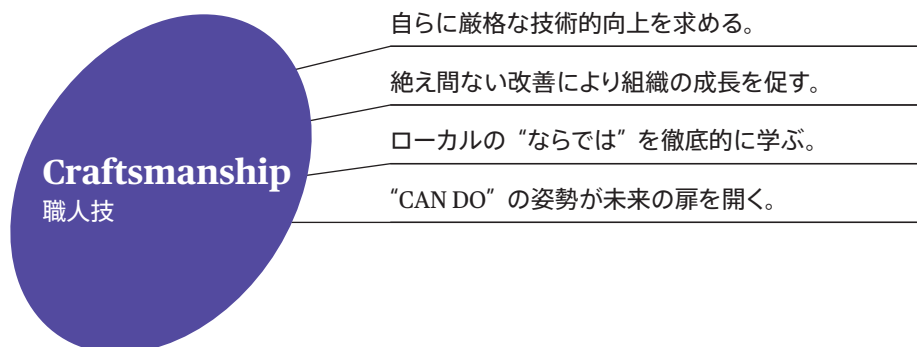
ローカルの“ならでは”を徹底的に学びます。

私たちは、そのクラフトマンシップを世界中に適応させつつも文化、歴史、地理的な違いを理解することこそ第一義と考えています。そして、グローバル企業としてのスケールメリットを背景にさまざまな顧客、市場、販売網に寄り添い対応できるよう努めています。

“CAN DO”の姿勢が未来の扉を開きます。

顧客やビジネスパートナーへ誠意を尽くすために、最高のスピードとエネルギーで相対する熱意を持っています。情熱をもって仕事に取り組むことで、人的資産そのものの成長と持続的な経営戦略を携えながら未来の扉を積極的に開いていくことができます。

これらが求められるクラフトマンシップの条件であり、新生 Chubb を支えるうえでの誇りであると同時に永く追いつける課題と言えます。



クラフトマンシップを 自負する私たちの証

企業のお客様を対象とした保険、そして個人のお客様やそのご家族を対象とした保険など幅広い商品をご提供します。基本的なリスクだけではなく、より複雑で想定外のリスクからも身を守ることができるよう個々の細かいニーズにも対応する保険をご提案する、そのためには何にも増してクリエイティブな能力が必要です。それはまるで、正確な技術と知識に裏づけられたクラフトマンシップが織りなす仕事にも似ており、命を吹き込むための無限の創造性が欠かせないのです。さらにもうひとつ欠かせない能力として、人と人とのつながり・絆を大切に作る心があります。私たちのクラフトマンシップには、顧客やビジネスパートナーにより大きな安心感を抱いていただけ、この心があるということが肝心です。

人とのリレーションシップが、商品と同じくらい重要であることを私たちは熟知しています。結びつきなくして最高のソリューションを生み出すことはできず、私たち一人ひとりが自身に厳格な基準を課さなければいけません。最高の仕事をするのがクラフトマンのこだわりであり、そこにいい加減さが入り込む余地などありません。だからこそクラフトマンは自らの仕事に責任を持つとともに、多くの場合署名を残します。すべてのチャブ・グループの社員は自らの仕事に誇りを持ち、自身の仕事にサインを残すくらいの矜持を保ち続けなければなりません。Chubb で創り上げたすべてのものの最後には“Chubb. Insured.”というサインが入ります。これは、キャッチフレーズやロゴではありません。私たちの署名、クラフトマンとしての証なのです。

CHUBB®

新たな道としての リブランディングの 選択

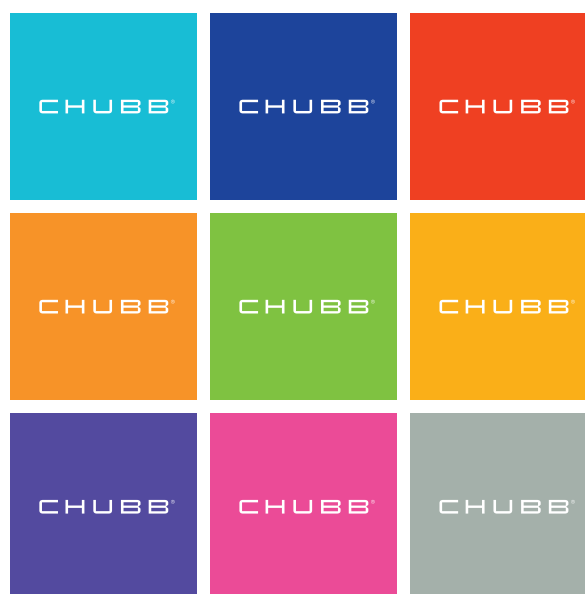
私たちは新しい会社となります。過去は実体価値として資産となるべきですが、足かせになってはいけません。エースとチャブ、どちらの会社にも長く使用してきたロゴがありました。私たちは新たな道を歩んでいくことにしました。新しいビジョンを果敢に追求していくために、あえて日本においては未だネームバリューの確立されていない Chubb の名を冠することにしました。Chubb の名称自体は世界ブランドであっても日本のマーケットにおいて知る人は決して多くありませんが、このダイナミックな変革期を大きなチャンスと捉え一層の飛躍をめざす

ことにしたのです。その手始めに私たちは、Chubb ブランドに魂を込めるための新たな表現を創り出す必要がありました。今までのエース保険からのリブランディングにより、私たちが保険のクラフトマンであることを世に知らしめる表現を、なおかつユニークでモダンな躍動感のある新しい表現を創造する必要があったのです。私たちの約束を象徴するロゴは、実にシンプルで無用なシンボルを使うようなことはしません。Chubb 自体をロゴ化した上品でモダンな表現を心がけ、上質な品格を想起させるものとなりました。

常識にとらわれない 新たなスタンダード としてのChubb

ロゴのシンプルさとバランスをとるため、色彩に関しては常識にとらわれないアプローチを行うことにしました。既成の概念を払拭し、私たちをより自由にし、ブランドに遍在性をもたらす画期的なアプローチです。新しい Chubb ブランドを表すのは、青や赤といった決められた1色ではありません。紫やオレンジ等、全部で9色です。これらすべてが、私たちのカラーであり個性です。

Brand Colors



9つの色は私たちの文化、考え方、グローバルなステージ、サービスを提供しているさまざまな顧客、たくさんの商品の多様性や力強さを反映しています。しかしそのすべての色彩は、ひとつのパレットでつながっています。同時にこの多様性は変わり続ける保険の世界と、それに追従するだけでなくそれを予測し変革を促していく私たちの情熱を表しています。

私たちの新しいアイデンティティは、鮮やかで生き生きとしています。それは過去ではなく、私たちの未来に向けられています。実体価値に甘んじることなく、Chubb ブランドから始まる新たな期待価値の創造を。今後とも経営資源の戦略的な選択と集中により、日本のマーケットでの個性的でサステイナブルな経営をめざしたいと考えます。

経営について

会社概要	10
エース損害保険株式会社 概要	10
代表的な経営指標	18
チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要	22
チャブ・グループ & エース保険の沿革	23
トピックス	24
会社の運営	26
内部統制の基本方針	26
コーポレート・ガバナンスの体制	28
コンプライアンス（法令等遵守）体制	29
環境問題への取り組み	30
第三分野保険の責任準備金の確認	32
リスク管理体制	33
社外・社内の監査体制	34
勧誘方針	34
個人情報保護	35
反社会的勢力に対する基本方針	38
利益相反管理方針	38
お客様の声	40
ディスクロージャー（情報開示）の態勢	46

会社概要

エース損害保険株式会社 概要

企業データ

エース保険は、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、多様なお客様に対し企業火災保険、個人火災保険、新種保険、傷害保険、自動車保険等を提供しています。

1999年7月、エース・リミテッドによる米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門の買収を始め、2016年1月にはチャブ・コーポレーションを買収。エース・リミテッドがチャブ・リミテッドへと社名変更したことを受け、2016年10月に日本でもチャブの名を冠した社名へと変わる予定です。エース保険はそのチャブ・リミテッドの100%子会社であり、チャブ・グループの一員です。豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受、最高の損害サービス、グローバルな拠点展開でお客様のご要望にお応えします。

名称	エース損害保険株式会社 (略称：エース保険／英文社名：ACE Insurance)
本社所在地	東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
創立	1996年1月26日(日本法人化)
株主	チャブ・リミテッド100%
代表者	代表取締役社長兼CEO ジェフ・ヘイガー
資本金	81億5,000万円(2016年3月末現在)
総資産額	510億5,800万円(2016年3月末現在)
元受正味保険料 (収入積立保険料を除く)	524億2,200万円(2016年3月期)
正味収入保険料	210億4,200万円(2016年3月期)
単体ソルベンシー・マージン比率	1,138.5%(2016年3月末現在)
保険財務力格付	スタンダード&プアーズ社A+(2016年7月現在)

エース保険のミッション

「あなたが選ぶ、エース保険」

エース保険は、お客様、代理店、社員から選ばれる保険会社になることをめざしています。

- **お客様はエース保険を選ぶ。**
95年以上の歴史を通じて培った日本市場への深い理解、安定した財務基盤、チャブ・グループの先進的なノウハウをもとに、お客様のニーズと満足を重視した世界水準の商品とサービスをご提供します。
- **代理店はエース保険を選ぶ。**
代理店の繁栄と成功を重視し、お客様のニーズを反映した革新的で魅力的なサービスをご提供します。
- **社員はエース保険を選ぶ。**
能力主義のもと、それぞれの貢献に対して、公正な報酬体系とキャリアプランを提供しています。

チャブ・グループ行動指針

Integrity / 誠実

私たちは、法令や規則、会社の方針を、言動の両面において遵守します。常に公正さ、品性を保ち、倫理的に行動します。

Excellence / エクセレンス

私たちは、お互いの優れた仕事を認め、それに報います。最高水準の仕事成し遂げるために、私たち一人ひとりがオーナーシップを持って行動します。

Client Focus / お客様中心

私たちは、お客様のために真摯に行動します。お客様のリスクを理解することに努め、お客様に最適なソリューションを提案し提供します。

Teamwork / チームワーク

私たちは、活発なコミュニケーションと協力が成果を導き出すという信念のもと、積極的な取り組み、異なる視点、建設的な批判を奨励し、自信と誇りを持って行動します。

Respect / 尊敬

私たちは共に働く仲間に敬意を持って接し、ビジネスパートナー、地域社会を大切にします。公正な対応を行動の基本とし、多様性を認め、互いに信頼し尊重し合うことを重んじます。

エース保険の経営指針

エース保険は「5つの指針」のもと、お客様のニーズと満足度を重視した世界水準の商品とサービスの提供、イコール・パートナーである代理店との関係強化、収益性の向上を追求しています。

- ディストリビューションの飛躍的な拡大
- スキルレベルの向上
- 経費の管理
- 営業業務の改善
- 商品力の強化

エース保険の強み

格付ランク「A+」。安定した財務基盤をベースに、お客様の信頼にお応えします。米国格付機関スタンダード & プアーズ社より、日本法人として、保険財務力格付および発行格付ともに信用性の高い「A+」を獲得。優れた財務基盤に裏づけられた安心をご提供します。最新の格付情報についてはスタンダード & プアーズ社の公式ホームページ (<http://www.standardandpoors.com>) またはスタンダード & プアーズ社 (電話: 03-4550-8000) までお問い合わせください。

ソルベンシー・マージン比率 1,138.5%。高い支払い能力の証です。あらゆるリスクや環境変化への安定した対応をめざし、保険金の支払い能力の強化を積極的に推進しています。ソルベン

シー・マージン比率は、「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされる200%を大きく上回る1,138.5%*。巨大災害の発生や資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超える危機が発生した場合にも、お客様に確かな安心をお約束します。*2016年3月末現在

国内約2,400店のプロフェッショナルな代理店が、あらゆる地域でご相談を承ります。

エース保険のネットワークで結ばれている代理店は、日本国内に約2,400店。いずれも専門性に富んだプロフェッショナル集団であり、お客様のニーズにマッチした保険商品やサービスのご紹介、的確なアドバイスで問題解決をめざします。気軽にご相談いただける身近なリスクマネージャーです。

子会社について

エース貸付少額短期保険株式会社

正式社名	エース貸付少額短期保険株式会社 ACE Chintai SSI (略称: エース貸付少額短期保険)
本社所在地	東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
設立	2006年10月10日
代表取締役社長	篠原 俊裕
資本金	2億3,000万円 (2016年3月末現在) (内訳: 資本金1億5,500万円、資本準備金7,500万円)
出資比率	100%
主な事業内容	少額短期保険業、およびこれに付帯関連する業務

株主の状況

基本事項

定時総会開催時期	決算期日	公告掲載
毎年4月1日から4カ月以内	毎年3月31日	ホームページ

株式の分布状況・大株主

株主名	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
エース・INA・オーバーシーズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	バミューダ、ハミルトン、ウッドボーン アベニュー17	163千株	100%

資本金の推移

当社は、平成8年1月に資本金30億円（授權資本金100億円）にて設立されました。その後、平成11年12月23日付で16億5千万円、平成14年3月27日付で10億円、平成15年3月29日付で5億円、平成16年3月27日付で7.5億円、平成18年3月16日付で5億円の増資を行い、さらに平成21年3月23日付で7.5億円の増資を行い、増資後81.5億円の資本金となっております。

年月日	増資額	増資後資本金（億円）	摘要
平成8年1月26日	—	30	設立
平成11年12月23日	16.5	46.5	第三者割当による新株発行
平成14年3月27日	10	56.5	同上
平成15年3月29日	5	61.5	同上
平成16年3月27日	7.5	69	同上
平成18年3月16日	5	74	同上
平成21年3月23日	7.5	81.5	同上

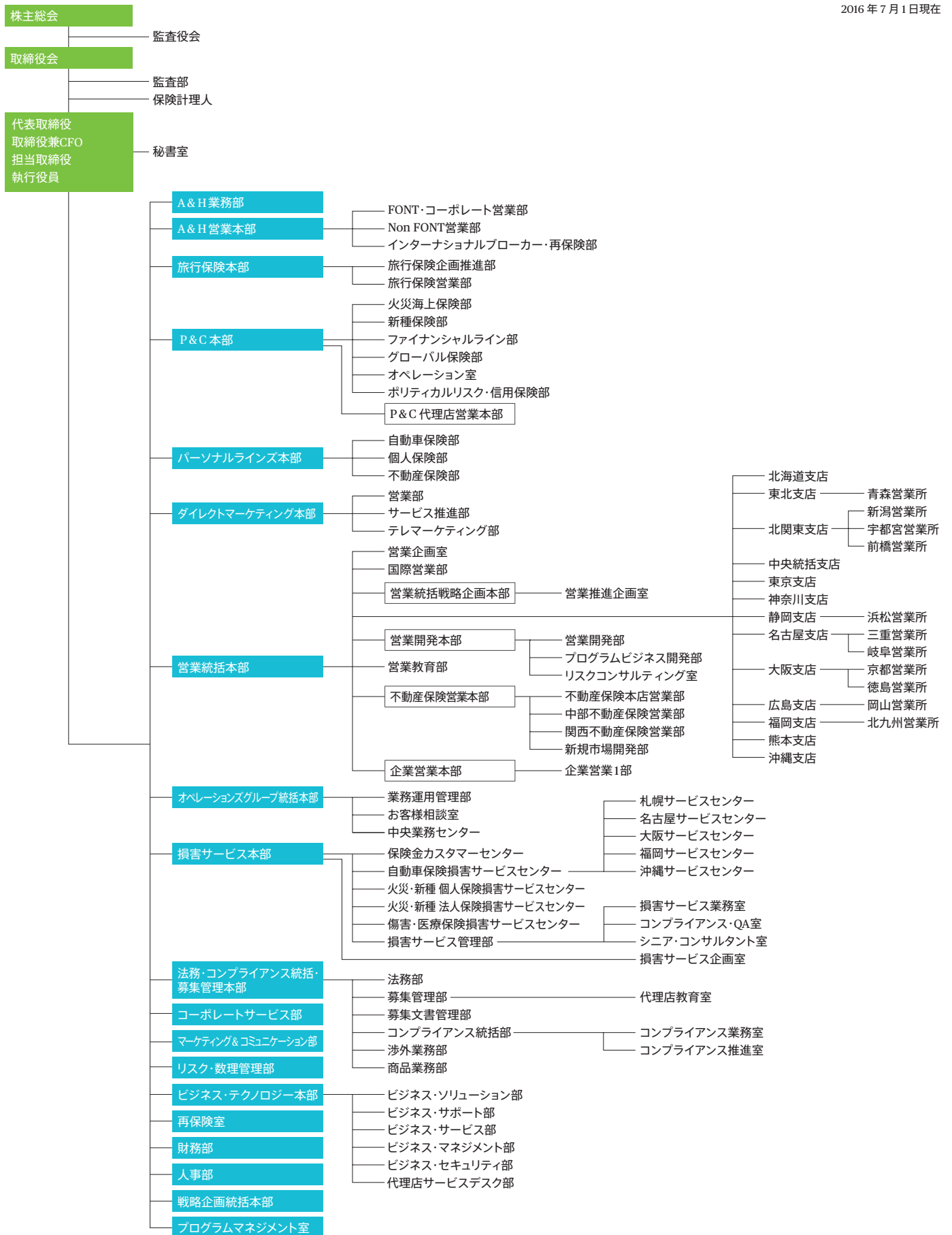
第21回定時株主総会

第21回定時株主総会は、平成28年6月28日（火）当社本店会議室において行われました。報告事項は以下のとおりです。

- 報告事項**：1. 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容につき報告の件
2. 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る事業報告の内容につき報告の件
上記内容について報告しました。

組織図

2016年7月1日現在



役名/氏名	略歴
代表取締役社長 兼 CEO ファー・イースト リージョナル・プレジデント ジェフ・ヘイガー	1991年 セーフコ・インシュアランス (SAFECO Insurance / 米国テキサス州ダラス) リージョナル・セールス&ディストリビューション・リーダーほか 2005年 AIU 保険会社 日本支社 エグゼクティブ・バイス・プレジデント 兼 アメリカン・インターナショナル・グループ リージョナル・バイス・プレジデント 2008年 AIU 保険会社 日本支社 エグゼクティブ・バイス・プレジデント 2009年 ファイヤーマンズ・ファンド・インシュアランス・カンパニー (Fireman's Fund Insurance Company / 米国テキサス州ダラス) バイス・プレジデント 兼 ナショナル・セールス・リーダー 2011年 当社 取締役、リージョナル・プレジデント (ファー・イースト) 2012年 当社 代表取締役社長 兼 CEO、リージョナル・プレジデント (ファー・イースト)
取締役 兼 CFO (最高財務責任者) ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント パトリック・スコット・ローリス	1989年 アーサーアンダーセン LLP 1997年 マックイ精製糖社 1999年 プライスウォーターハウスクーパーズ LLP コンサルティングサービスディレクター 2004年 チューリッヒ保険会社 アソシエイト・バイス・プレジデント、財務プロジェクトマネージャー 2006年 同社アソシエイト・バイス・プレジデント、業務計画と実行担当 2007年 同社バイス・プレジデント、損害保険 戦略計画責任者 2010年 同社バイス・プレジデント、損害保険 (財務) プロジェクト責任者 2011年 同社最高財務責任者 2014年 当社取締役 兼 CFO (最高財務責任者)、 リージョナル・バイス・プレジデント (ファー・イースト)
取締役 兼 P&C 本部長 ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント マイケル・セルーラ	2000年 アメリカン・インターナショナル・グループ アンダーライティングスペシャリスト 2005年 エース USA シニア・アンダーライター 2007年 同社 バイス・プレジデント、西海岸地区カジュアリティマネージャー 2012年 当社 取締役 兼 P&C 本部長、 リージョナル・バイス・プレジデント (ファー・イースト)
取締役 兼 CDO 兼 営業統括本部長 佐々木 寿彦	1980年 INA 保険 1998年 CIGNA 保険会社 東京統括支店長 1999年 同社 首都圏本部長 2001年 AIU 保険会社 日本支社 営業開発チーム 2005年 同社 営業開発部長 2007年 同社 営業開発本部長 2010年 同社 営業開発アシスタントバイスプレジデント本部長 2011年 当社 取締役 兼 営業統括本部長 2015年 当社 取締役 兼 CDO (チーフ・ディストリビューション・オフィサー) 兼 営業統括本部長
取締役 兼 人事部長 石原 洋志	1981年 東京海上火災保険株式会社 1992年 同社 米国支店 2000年 東京海上日動火災保険株式会社 経理部次長 兼 主計グループリーダー 2006年 同社 営業企画部部長 兼 株式会社ミレアホールディングス 出向 2009年 イーデザイン損害保険株式会社 代表取締役 2010年 東京海上日動火災保険株式会社 内部監査部 参与 2010年 当社 取締役 兼 パーソナルラインズ本部長 2015年 当社 取締役 兼 人事部長

役名／氏名	略歴
取締役 兼 A&H・DM ライン担当 ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント アンドリュー・ニスベット	2002年 インターナショナル SOS ロンドン 2006年 インシュアランス・リミテッド オークランド A&H マネージャー 2007年 同社 ニュージーランド A&H マネージャー 2010年 同社 A&H アンダーライティングマネージャー オーストラリア & ニュージーランド 2010年 同社 A&H アンダーライティング兼ブローカーマネージャー オーストラリア & ニュージーランド 2011年 同社 A&H 責任者 オーストラリア & ニュージーランド 2015年 当社 取締役 兼 A&H・DM ライン担当、 リージョナル・バイス・プレジデント (ファー・イースト)
取締役 兼 パーソナルラインズ本部長 ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント タラス・リホ	1997年 AIG ジャパン アシスタント・バイス・プレジデント 2006年 AIA カンパニー リミテッド 通信販売本部長 2012年 アユタヤ アリアンツ保険会社 (タイ) シニア・バイス・プレジデント 2012年 ガシー・レンカー・ジャパン 最高マーケティング責任者 2015年 当社 執行役員 兼 パーソナルラインズ本部長 2016年 当社 取締役 兼 パーソナルラインズ本部長、 リージョナル・バイス・プレジデント (ファー・イースト)
執行役員 兼 CAO (最高業務管理責任者) ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント ウィリアム・ワーバ	1998年 AIG イースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 オペレーション&システム担当 日本・韓国地域 リージョナル・バイス・プレジデント 2010年 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (アリコジャパン) シニア・バイス・プレジデント 兼 セパレーション・オフィサー 2011年 メットライフアリコ生命保険株式会社 テクノロジー & アドミニストレーション担当 シニア・バイス・プレジデント 2013年 当社 執行役員 兼 CAO (最高業務管理責任者)、 リージョナル・バイス・プレジデント (ファー・イースト)
執行役員 兼 法務・コンプライアンス統括・ 募集管理本部長 ニコライ・ディシチェンコ	2002年 日商岩井株式会社 法務部 (現: 双日株式会社) 2007年 AIG 株式会社 /AIG イースト・アジア・ホールディングス・マネージメント株式会社 2009年 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社 2012年 当社 法務・コンプライアンス統括・募集管理本部長 兼 法務部長 2013年 当社 執行役員 兼 法務・コンプライアンス統括・募集管理本部長 兼 法務部長 2015年 当社 執行役員 兼 法務・コンプライアンス統括・募集管理本部長
執行役員 兼 企業営業 / 国際営業担当 櫻井 達也	1988年 日本情報通信株式会社 1991年 AIU 保険会社 2000年 同社 IS 首都圏営業部 本部長 2004年 同社 ICON 事業本部 事業本部長 2008年 同社 執行役員 2012年 当社 営業統括本部 営業戦略企画推進 室長 2013年 当社 営業統括本部 営業統括戦略企画本部長 2015年 当社 執行役員 兼 営業統括本部 副本部長 兼 企業営業 / 国際営業 / 営業戦略担当 2016年 当社 執行役員 兼 企業営業 / 国際営業担当
執行役員 兼 ビジネス・テクノロジー本部長 ファー・イースト リージョナル CIO (最高 IT 管理責任者) ガネッシュ・スブラマニウム	1998年 デトロイト シニアコンサルタント 2000年 GE キャピタル ウェブテクノロジー責任者 2004年 コバンス IT シニアディレクター 2011年 アリセント バイス・プレジデント、IT エンタープライズアプリケーション責任者 2015年 ノース・アメリカ バイス・プレジデント、 IT アプリケーション・アーキテクチャー責任者 2015年 当社 リージョナル CIO 兼 執行役員 兼 ビジネス・テクノロジー本部長

役名/氏名	略歴
監査役 平川 元之	1981年 AIU 保険会社 1998年 同社 自動車保険部部长代理 兼 業務部課長 2000年 当社 自動車業務部長 2002年 当社 自動車事業本部 本部長 2007年 当社 商品本部 副本部長 2013年 当社 法務・コンプライアンス統括・募集管理本部副本部長 兼 渉外業務部長 2016年 当社 監査役
監査役 米山 修	1973年 安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1997年 同社 近畿業務部長 1999年 同社 金融法人部長 2002年 株式会社損害保険ジャパン 金融法人部長 2003年 同社 常務執行役員 兼 関西本部長 兼 関西業務部長 2006年 同社 取締役嘱常務執行役員 2007年 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 代表取締役副社長執行役員 2009年 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 (現 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社) 監査役 2012年 TPR 株式会社 監査役 2013年 当社 社外監査役
監査役 尾高 雅美	1987年 トヨタ自動車株式会社 1990年 監査法人トーマツ 1997年 最高裁判所司法研修所入所 (51期) 1999年 弁護士登録 2003年 黒田法律事務所入所 2005年 クリフォードチャンス法律事務所入所 2006年 AIG Global Real Estate Asia Pacific Inc 2008年 ING 不動産投資顧問株式会社 2011年 独立開業 (現: ウィザーズ国際法律事務所) 2016年 当社 社外監査役
会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人	



前列向かって左から：佐々木寿彦、ジェフ・ヘイガー、石原洋志
後列向かって左から：パトリック・スコット・ローリス、アンドリュー・ニスベット、マイケル・セルーラ、タラス・リホ

従業員の状況

2016年3月31日現在

	男性	女性	総平均
平均年齢	47.1 歳	44.2 歳	46.1 歳
平均勤続年数	14.5 年	9.9 年	13.0 年
平均給与月額	474,000 円	348,000 円	434,000 円
従業員数	359 名	168 名	527 名

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者を含んでおりません。
2. 平均給与月額は2016年3月の税込定例給与であり、賞与・時間外手当等を含んでおりません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数第2位を切捨てて小数第1位までを表示しております。

社員研修制度

損害保険事業を通じて広く社会に貢献するという当社の企業理念を理解し、その達成のために、スピード、柔軟性、機敏性を基盤とする当社の企業文化を担うプロフェッショナルな人材の育成と社員の能力開発に努め、組織の活性化を図ることを目的として進めております。

そのため、新入社員研修、リーダーシップ強化研修等の全体的な共通知識・能力の育成・向上を目的とする「階層別集合研修」、各専門部が実施する専門知識・能力の育成・強化を目的とする「業務研修」、随時行われる「テーマ別研修」、さらには自己啓発をも含めた「各種通学・通信研修」、「社外講座」受講等を組合せて実施しております。

福利厚生

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しております。

- ・ 慶弔金・災害見舞金支給制度
- ・ 人間ドック補助制度
- ・ 財形貯蓄・保険料補助制度
- ・ 社員補助制度
- ・ 契約保養施設
- ・ 育英手当制度

代表的な経営指標

(単位：百万円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
正味収入保険料 ^{※1} (対前期増減率)	20,975 (10.0%)	20,267 (△ 3.4%)	21,042 (3.8%)
保険引受利益 ^{※2} (対前期増減率)	613 (-)	600 (△ 0.2%)	1,622 (170.2%)
経常利益 (△は経常損失) ^{※3} (対前期増減率)	827 (-)	1,213 (46.6%)	1,878 (54.8%)
当期純利益 (△は当期純損失) ^{※4} (対前期増減率)	374 (-)	488 (30.5%)	1,010 (106.7%)
正味損害率 ^{※5}	43.4%	46.7%	43.7%
正味事業費率 ^{※6}	50.5%	53.0%	45.5%
純資産額 ^{※7}	2,861	3,221	4,498
総資産額 ^{※8}	48,488	49,743	51,058
その他有価証券評価差額金 ^{※9}	538	409	676
単体ソルベンシー・マージン比率 ^{※10}	1,062.1%	1,043.3%	1,138.5%

- (注) ※1. 正味収入保険料：元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。
 ※2. 保険引受利益：保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費および一般管理費土その他収支
 (その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。)
 ※3. 経常利益：通常の会社の事業(保険引受・資産運用等)から発生する取引を経常取引といい、それらの取引の集計の結果、計算された利益をいいます。
 ※4. 当期純利益：上記経常利益に特別損益を加算し、法人税および住民税と法人税等調整額を控除した利益をいいます。
 ※5. 正味損害率：保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。

$$\frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}}$$

 ※6. 正味事業費率：事業費の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。

$$\frac{\text{保険引受に係る正味事業費}}{\text{正味収入保険料}}$$

 ※7. 純資産額：総資産から会社の負債の部の合計額を控除したものです。純資産の部合計の数値と一致します。
 ※8. 総資産額：会社の貸借対照表上の資産の総額をいいます。
 ※9. その他有価証券評価差額金：金融商品会計適用により会社が所有する有価証券のうちその他有価証券については貸借対照表の表示が時価表示となっています。その時価と会社帳簿価額の差額(未実現損益)から税相当額を控除した純額を貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
 ※10. 単体ソルベンシー・マージン比率：巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出に係る法令等が改正されています。

正味収入保険料

2015	21,042
2014	20,267
2013	20,975

(単位：百万円)

210億4,200万円

(対前年比 +3.8%)

元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

※ 2014 年度より保険始期の到来していない契約の保険料を保険始期ベースで処理しています。

元受正味保険料 (収入積立保険料を除く)

2015	52,422
2014	50,789
2013	54,725

(単位：百万円)

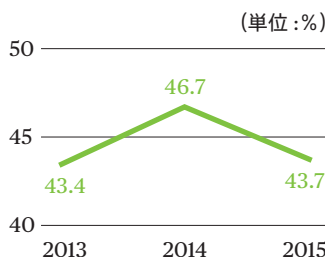
524億2,200万円

(対前年比 +3.2%)

元受収入保険料（グロス）から諸返戻金を控除したものです。ただし、満期返戻金は控除しません。

※ 2014 年度より保険始期の到来していない契約の保険料を保険始期ベースで処理しています。

正味損害率

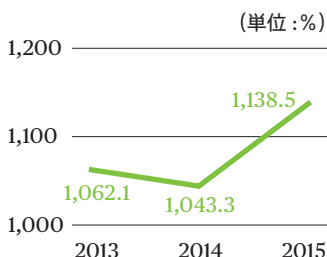


43.7%

保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。

$$(\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$$

単体ソルベンシー・マージン比率



1,138.5%

巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。

行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつであり、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度より算出に係る法令等が改正されています。

総資産額

2015	51,058
2014	49,743
2013	48,488

510億5,800万円

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の資産の部の合計です。

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで）事業の報告書

(1) 事業の経過および成果等

当決算期における日本経済は、輸出の伸びの鈍化や個人消費の弱さがあるものの、昨年に続き堅調な企業業績や雇用情勢により緩やかな回復を持続しています。引き続き回復基調が期待されるものの、中国経済の停滞等の世界経済リスク、および国内におけるマイナス金利や消費税引き上げの延期等が与える影響が懸念されます。このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が 18 億 7 千 8 百万円、当期純利益は 10 億 1 千万円となりました。なお、スタンダード & プアーズ社より、日本法人として保険財務力格付および長期カウンターパーティ格付ともに「A+ / アウトルック：安定的」を獲得しております。

(2) 当期中における元受保険契約、再保険契約、正味事業成績の概況は次のとおりです。

1. 元受保険契約の概況

当期中に計上した収入積立保険料を除く元受正味保険料は 524 億 2 千 2 百万円であり、その内訳は火災保険 177 億 5 千 2 百万円、海上保険 6 億 5 千 7 百万円、運送保険 3 億 9 千 4 百万円、傷害保険 127 億 7 千 9 百万円、自動車保険 82 億 1 千 8 百万円、自動車損害賠償責任保険 2 億 3 千 2 百万円、その他の保険 123 億 8 千 6 百万円となっております。

また、当期中に計上した元受正味保険金は 179 億 8 千万円であり、損害率は 34.3% となっております。その内訳は、火災保険 51 億 5 千 1 百万円、海上保険 1 億 3 千万円、運送保険 5 千 2 百万円、傷害保険 38 億 1 千 6 百万円、自動車保険 42 億 8 千 1 百万円、自動車損害賠償責任保険 1 億 7 千 8 百万円、その他の保険 43 億 6 千 8 百万円となっております。

2. 再保険契約の概況

当期中に計上した出再保険契約は支払再保険料 358 億 7 百万円、回収再保険金 116 億 7 千万円、再保険手数料 156 億 8 百万円となっております。また、受再保険契約は受再正味保険料 44 億 2 千 8 百万円、受再正味保険金 15 億 1 千 3 百万円、受再保険手数料 18 億 3 千 4 百万円となっております。

3. 正味事業成績の概況

当期中に計上した正味収入保険料は 210 億 4 千 2 百万円であり、3.8% の増収となっております。その内訳は、火災保険 34 億 2 千 7 百万円、海上保険 1 億 2 千 1 百万円、運送保険 4 千 5 百万円、傷害保険 81 億 9 千 2 百万円、自動車保険 36 億 8 千 3 百万円、自動車損害賠償責任保険 6 億 7 千 7 百万円、その他の保険 48 億 9 千 4 百万円となっております。当期中に計上した正味支払保険金と損害調査費の合計額は 91 億 9 千万円であり、損害率は 43.7% となっております。当期中に計上した保険引受に係る事業費の合計額は 95 億 7 千 7 百万円であり、事業費率は 45.5% となっております。

(3) 当期における損益の概況、資産運用状況は次のとおりです。

経常収益は保険引受収益が 214 億 5 千 3 百万円、資産運用収益が 1 億 4 千 5 百万円、その他経常収益が 2 億 8 千 2 百万円となり、合計 218 億 8 千 1 百万円を計上いたしました。一方、経常費用は保険引受費用が 94 億 7 千 1 百万円、営業費および一般管理費が 105 億 7 百万円、その他経常費用が 2 千 4 百万円となり、合計 200 億 2 百万円を計上しました。この結果、経常利益が 18 億 7 千 8 百万円となっております。経常利益に固定資産処分益による特別利益 1 百万円、価格変動準備金の繰入額 9 百万円、固定資産処分損 4 百万円の合計 1 千 3 百万円の特別損失を計上し、法人税および住民

税 8 億 8 千 8 百万円を控除し、法人税等調整額 3 千 2 百万円を計上した結果、当期純利益は 10 億 1 千万円となりました。なお、当期末における総資産は 510 億 5 千 8 百万円、このうち運用資産は 433 億 6 千万円となっております。資産運用に關しましては、利息および配当金収入は 1 億 1 千 1 百万円となり、有価証券売却益 7 千 8 百万円、積立保険料等運用益振替 4 千 5 百万円を加減した結果、1 億 4 千 5 百万円の資産運用収益を計上いたしました。

(4) 会社に対処すべき課題

今日、お客様もサービスおよび商品に対する理解・認識を深め、購買動向が変化し細分化されてきております。このような環境変化に対応するため、当社ではそれぞれの市場の特性に合わせた募集プロセス、業務プロセスおよびサービスプロセスをめざして、継続的なプロセス改善活動を実施しております。代理店システムの改善、帳票の電子化、損害サービスモデルの強化などはその一環です。上記の取り組み等を通して、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた保険会社としてさらに発展していくために、全社を挙げた努力を続けてまいります。

不良債権の状況について

① リスク管理債権の状況

平成 27 年度末でリスク管理債権に該当するものではありません。

※リスク管理債権とは貸付金等の中で、正常ではない債権を指し破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の分類があります。(各債権の意義は「経理の状況」の「リスク管理債権の状況」のページをご参照ください)

② 資産自己査定状況

毎決算期末に保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ の 4 段階に分類を行い、資産の不良化によってどの程度の危険にさらされているかを判定しております。平成 27 年度の資産査定結果は下記のとおりであり、1 千万円の貸倒引当金を計上しております。

Ⅰ 分類 (非分類)	50,787 百万円
Ⅱ 分類	276 百万円
Ⅲ 分類	0 百万円
Ⅳ 分類	4 百万円
合計	51,069 百万円

財務諸表に関する社長表明

当社は財務諸表作成に係る内部監査態勢の構築と維持について責任を有していることを認識しています。

当社の財務諸表は、上記内部監査のもと、日本の会計原則に従って作成されており、会計監査人から適法である旨の報告を得ています。

本職は、当社の財務諸表作成に係る内部監査の有効性および財務諸表の適正性を確認しております。

エース損害保険株式会社
代表取締役社長 兼 CEO
ジェフ・ヘイガー



チャブ・グループ&チャブ・リミテッド 概要

チャブ・リミテッド企業データ

チャブ・グループは、54 国で事業を展開し約 30,000 名の従業員を擁する世界最大級の損害保険会社です。多様なお客様に対して企業火災保険、個人火災保険、新種保険、個人傷害保険、補完的医療保険、再保険および生命保険を提供しています。

1985 年の設立以来、戦略的な企業買収と経営の多角化により急成長を遂げ、1999 年 7 月には米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門を買収、2016 年 1 月にはチャブ・コーポレーションを買収しチャブ・リミテッドへ社名変更しました。豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受、最高の損害サービス、グローバルな拠点展開でお客様のご要望にお応えしています。

正式社名	チャブ・リミテッド Chubb Limited
本社所在地	スイス チューリッヒ Bärengasse 32, CH-8001 Zurich, Switzerland
設立	1985 年 8 月 29 日
会長兼 CEO	エバン・グリーンバーグ Evan G. Greenberg
上場株式市場	ニューヨーク株式市場 (NYSE: CB)
総資産額	1,544 億ドル (2015 年 12 月末現在) ※
収入保険料 (GWP)	374 億ドル (2015 年 12 月期) ※
正味収入保険料 (NWP)	303 億ドル (2015 年 12 月期) ※
保険財務力格付	スタンダード & プアーズ社 AA (2016 年 7 月現在) Chubb Group's core operating companies
公式ホームページ	www.chubb.com

※プロフォーマベース

代表的な経営指標

チャブ・リミテッド総資産額

2015	154,369 ※
2014	98,248
2013	94,510

(単位: 100 万米ドル)

チャブ・リミテッド収入保険料 (GWP)

2015	37,379 ※
2014	23,390
2013	22,828

(単位: 100 万米ドル)

チャブ・リミテッド正味収入保険料 (NWP)

2015	30,346 ※
2014	17,799
2013	17,025

(単位: 100 万米ドル)

※ 2015 年 12 月末プロフォーマベース

保険財務力格付 (Chubb Group 主要グループ会社)

2016 年 7 月 1 日現在

格付機関	保険財務力格付
スタンダード & プアーズ社	AA (アウトルック: 安定的)
A.M. ベスト社	A++ (ステーブル)

ACE and Chubb are now one.



	2016	下期 エース保険は、関係当局の認可を前提にChubb損害保険株式会社（略称：チャブ保険）へ社名変更の予定。 1月 エース・リミテッドが130年の歴史を持つチャブ・コーポレーションの買収を完了。
	2014	2月 エース保険、本社を東京都品川区へ移転（4オフィスを統合）。
	2008	エース保険、少額短期保険会社「エース賃貸少額短期保険株式会社」子会社化。 エース・リミテッド、本店登記地をスイス、チューリッヒへ移転。 エース・リミテッドが、コンバインド・インシュアランスを買収。
	1999	エース・リミテッド、シグナ・コーポレーションの全世界の損害保険事業部門を取得。 日本法人もエース・グループの傘下に入り「エース損害保険株式会社」に社名変更。
	1998	エース・リミテッド、米国のWestchester Fire Insurance Companyを取得し、エースUSA設立。 エース・リミテッド、ロンドン、ロイズのエージェンシーであるTarquin Limitedを取得。エース・リミテッド、ロイズの引受約9.3%のシェアを持つ。
日本法人「シグナ傷害火災保険株式会社」設立。	1996	エース・リミテッド、バミューダの一流再保険会社であるTempest Reを取得。 エース・リミテッド、ロンドン、ロイズのエージェンシーであるMethuen UnderwritingおよびOckham World Wideを取得。
	1993	エース・リミテッド、ニューヨーク証券取引所に上場。
日本においてINAおよびAFIAグループ会社を統合。「シグナ保険会社」として本格営業開始。	1986	
	1985	エース・リミテッド、英国領バミューダにおいてDu Pont、GE、IBM、Shell Oilなど米国優良大手企業34社の自家保険専門会社として誕生。
チャブ・コーポレーションが、ニューヨーク証券取引所に上場。	1984	
INAコーポレーションと米国最大手生保会社コネチカット・グループが合併。世界最大級の金融コングロマリット、シグナ・コーポレーション誕生。	1982	
チャブ・コーポレーションを設立。 INAコーポレーション（持株会社）設立。	1967	
INAインターナショナル部門設立。	1946	
前身会社AFIAが横浜で営業開始。日本で最初の外資系損保会社となる。	1920	
INA、中国でアメリカの会社として最初に保険を引受け。	1897	
トーマス・コールドコット・チャブと彼の息子パーシーが、ニューヨークにて海上保険引受業務を開始。	1882	
INA、米国で初めて保険代理店を設置。米国の保険代理店制度の基礎となる。	1807	
INA、米国で最初にビル建物に対しての保険を引受け。	1794	
米国最初の株式組織の保険会社「Insurance of North America (INA)」フィラデルフィアに誕生。最初の保険証券はロンドンに向かう船舶「アメリカ号」の海上保険。	1792	

トピックス



主要な活動等

2016年1月

エース・リミテッドによるチャブの買収完了
2015年7月1日、エース・リミテッドがチャブ・コーポレーションを約283億ドルで買収することを発表しました。

2016年1月14日に規制当局の最終承認を経て、エース・リミテッドはチャブ・コーポレーションの買収を完了し、チャブ・リミテッドに社名を変更しました。ニューヨーク証券取引所でCBのシンボルで取引を開始。チャブの130年に及ぶアンダーライティングのノウハウと顧客サービスに対する情熱、エースが30年間積み上げてきた卓越したアンダーライティング技術、広範なリスク・アペタイト、そしてグローバル・プレゼンスが融合し新会社となりました。

2016年2月

エース・リミテッド 2015年度決算

2015年のエース・リミテッドの決算は、引き続き好調で新たな年間記録を達成しました。営業利益では32億ドルで一株あたり昨年度より3.5%アップしました。また、コンバインドレシオは87.4%、2014年度から0.3%減少しました。

2016年5月

名古屋支店の事務所移転

2016年5月16日、名古屋支店の事務所（愛知県名古屋市）を同市NHK名古屋放送センタービルへ移転しました。

新商品およびサービスの開発状況

2015年10月 ポリティカルリスク・信用保険事業を日本に拡大

2015年10月26日にポリティカルリスク・信用保険事業分野において豊富な実績を持つエース・グループは、この事業を日本に拡大していくことを発表しました。新たな事業分野を日本で推進するため、ポリティカルリスク・信用保険部が新設されました。

地震保険の普及と啓発

地震保険の普及・啓発

地震への備えとして、2014年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



地震のあとの
家族の生活を支える保険、
地震保険。

知っておきたい地震保険のポイント。

地震・噴火・津波で発生した傷、生活を立て直す材料になります。	シンプルな契約に基づく割増により、迅速に保険金をお支払いします。
--------------------------------	----------------------------------

みんなが支える、みんなが保てる。
地震保険

www.jalric-insurance.jp

役員人事

- 2015年10月1日付でファー・イーストリージョナル CIO 兼 執行役員 兼 ビジネス・テクノロジー本部長にガネッシュ・スブラマニウムが就任しました。
- 執行役員 兼 パーソナルラインズ本部長のタラス・リホが、2016年6月28日付で取締役 兼 パーソナルラインズ本部長、リージョナル・バイス・プレジデント（ファー・イースト）に就任しました。

会社の運営

金融市場のさらなる自由化、損害保険会社としての自己責任に基づく健全で適切な企業経営のためには、保険業法などの各種法令等遵守、保険会社経営を取り巻く各種リスクへの適切な対応・管理体制がますます重要になっています。当社はこのような認識のもと、以下のような対策を進めています。

内部統制の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「業務の適正を確保する体制」の整備に係る基本方針を決定しております。当社は、本方針に従って継続的に内部統制システムの整備を進め、これを適切に運用してまいります。

1. **取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本方針・規程を定め、これに基づき毎年取締役会の承認のもとにコンプライアンスプログラムを策定する。また、毎月コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の問題点の把握と解決に努める。コンプライアンス委員会は必要事項を取締役に報告する。
 - (2) 当社は、内部監査に関する規程を制定し、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。
 - (3) 当社の使用人がコンプライアンス上の問題を把握した場合は、これを内部通報システムの倫理ヘルプラインに通報する。
2. **取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役および執行役員の職務執行に係る情報については、文書保存基準(文書保存一覧を含む)および「文書類の保存期間に係る法的基準について」に基づいてその保存媒体に応じ適切に保存・管理する体制を構築する。これを規定に基づいて必要な期間閲覧可能な状態で維持する。文書保存一覧は適宜アップデートを行う。
3. **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - (1) 当社は、リスク管理の基礎とする「統合的リスク管理基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理態勢を整備する。
 - (2) 取締役会直属機関として統合的リスク管理委員会を設置する。同委員会は3カ月に1回開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。
 - (3) 各種リスクを全体的視点から把握、監督する統合的リスク管理委員会は、上記(1)記載の「統合的リスク管理基本方針」に定めるリスクに関連する各委員会および各リスク管理部会により構成される。
 - (4) 統合的リスク管理委員会および各部会の運営については、監査部がプロセスチェックを行い、取締役会へ結果報告を行う。
 - (5) 統合的リスク管理委員会の活動は定期的に取締役会に報告する。
4. **取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催し、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項について執行決定を行う。
 - (2) 取締役会の承認決議を効率的かつタイムリーに行うために、取締役会の書面決議制度を導入する。

- (3) 取締役会に基づく業務執行については、役員業務分掌および職務記述書を適宜アップデートし、また組織規程を策定して、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) チャブ・グループにおける業務の適正を確保するため、チャブ・グループすべてに適用される行動指針として策定される Chubb Code of Conduct を取締役、執行役員および使用人に遵守させる。事業年度ごとに取締役、執行役員および使用人に Chubb Code of Conduct の証言供述書を提出させる。
- (2) 親会社とともに、SOX 法に準拠して業務の適正を確保するための措置を構築する。
- (3) 上記 1.(3) 記載のとおり、チャブ・グループには倫理ヘルプラインが設置されており、親会社と当社に不正があった場合には、これに通報するシステムを構築する。
- (4) 子会社（エース賃貸少額短期保険株式会社）とは「関係会社管理方針」に基づき連携して業務の適正を確保する。
- (5) 子会社の従業員も上記 1.(3) 記載の倫理ヘルプラインの利用対象者とし、当社から子会社に対する不正行為をけん制する体制を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の

同意を得たうえで取締役会が決定し、取締役および執行役員からの独立を確保するものとする。

- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととする。
- (3) 監査役補助者は、監査役補助者としての職務遂行の範囲においては、取締役等および使用人の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- (2) コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、財務部門およびその他内部統制機能を所管する部署は、内部統制システムの構築・運用状況について、監査役に報告する。
- (3) 内部通報システムによる通報の状況については、必要に応じてこれを監査役に報告する。
- (4) 取締役、執行役員および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- (5) 当社は、子会社の取締役、監査役および使用人が、当社または子会社の業務遂行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (6) 当社は、当社および子会社において監査役に上記 (5) の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。

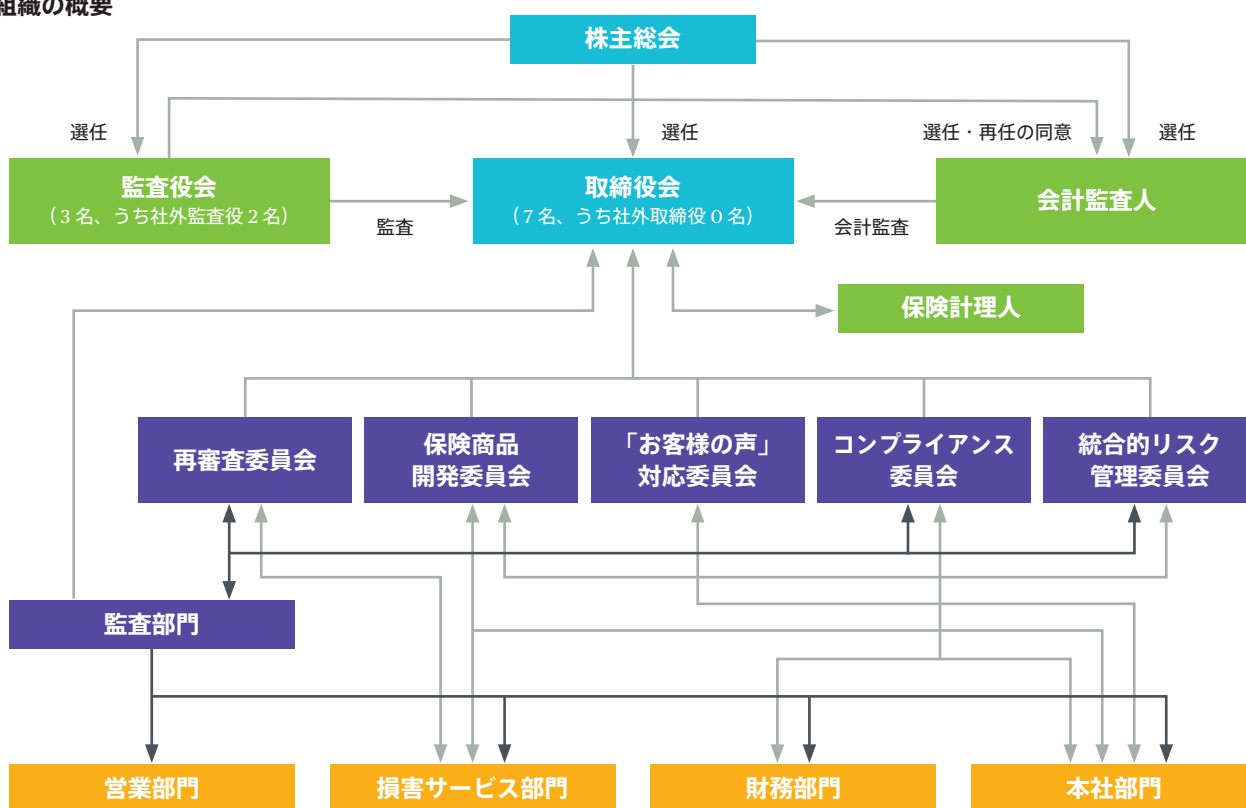
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは追加内部監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (2) 監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等の説明を受け意見交換を行う。また、監査役は会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、その独立性について会計監査人から通知を受ける。
- (3) 監査役は、当社内の各種委員会等に出席することができる。
- (4) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、契約者の皆様に、多様なリスクに対する備えを提供することを通じて保険会社としての社会的使命を果たしたいと考えております。そのために、健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを通して、適切な業務運営の実現を達成すべく、各種業務に取り組んでまいります。

経営組織の概要



- 取締役会は7名の社内取締役より構成され、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、適正な経営判断を行う態勢を構築しています。
- 監査役会は社外監査役2名、社内常勤監査役1名から構成され、経営全般の健全性維持の観点からの指摘、コンプライアンスおよびリスク管理に関しては、関連部門と連携し、各種問題点等の指摘を行い、公正な監督を実施しています。
- 上記のほか、会社運営を取り巻くリスク等に全社的に取り組むために、コンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会等の各種委員会を取締役会の傘下

に設置し、コンプライアンス推進体制の強化、リスク管理の強化・拡充に取り組んでいます。

- また、以下の3つの委員会を設置して、さらなる業務改善に尽力してまいります。
 - 保険商品開発委員会
保険商品の開発・改定等につき、関連する部門（商品所管部門、損害サービス部門、システム部門、事務管理部門等）が連携し、多面的に協議して新商品等を開発するための委員会です。
 - 再審査委員会
保険金支払いの一層の適正性を確保するため、当社にて保険金支払

いに至らなかったお客様から寄せられた保険金支払いに関する苦情等について客観的に検証するための委員会であり、不適切な保険金不払いを再発させないための取り組みに注力しております。

- 「お客様の声」対応委員会
お客様相談室等に寄せられる「お客様の声」をより有機的に分類・分析し、お客様の視点に立って、すべての業務を見直し改善するための委員会です。業務の改善は、お客様に対するサービスの向上につながるよう、努めてまいります。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

当社は、すべての業務分野においてコンプライアンスを徹底し、自己責任原則を踏まえた健全かつ適切な業務運営を行い、保険契約者および社会の期待と信頼に応えるべく努めています。具体的には、社長を委員長とするコンプライアンス委員会、コンプライアンスの統括部署であるコンプライアンス統括部を設置するとともに、本社および各支店の責任者をコンプライアンス責任者に任命し、定期的なコンプライアンス・ミーティングの開催や、年度ごとのコンプライアンス・プログラムの推進等を通じて、コンプライアンスの推進に全社一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス委員会

全社的なコンプライアンス推進の観点から設置され、コンプライアンスに係る方針、政策、組織体制、推進計画等、重要な事項について協議します。

個人情報保護

個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護法、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に従って、適切な措置および推進を実施しています。

コンプライアンス統括部

コンプライアンスに関する全社的な業務運営を統括し、推進計画等の立案、実施、進捗管理、情報の収集と伝達を行うとともに、コンプライアンス委員会の事務局も務めます。

コンプライアンス推進担当者

コンプライアンス委員会によって任命され、各担当部門内におけるコンプライアンス推進に係る実務全般を担当します。

コンプライアンス・マニュアル

当社のコンプライアンス推進体制、行動規範、遵守すべき各種法令等が記載されており、全社員に配布され、いつでも参照できるようにしています。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを推進するため、規程の整備、役職員の研修計画などの具体的な実践計画を定めたもので、取締役会の承認のもと年度ごとに策定しています。進捗状況はコンプライアンス統括部により定期的にコンプライアンス委員会および取締役会に報告されています。

倫理ヘルプライン

当社に働く者は、すべて法令・社内規則等を遵守し高い倫理感をもって、各自の業務を遂行することが求められています。法令違反や不正行為に関する内部通報制度として、「倫理ヘルプライン制度」を設置しております。また、倫理ヘルプラインの受付窓口を就業時間外でも気軽に利用できるようにするとともに、通報の機密性と通報者の保護を強化しています。

なお、上記の対応状況は監査部門による監査を受け、監査結果は取締役会に報告されることになっており、けん制機能を持たせています。



環境問題への取り組み

2015年10月23日、世界54カ国で同時に実施したグローバル・ボランティア・デイにおいて、日本では8割以上の社員が参加し清掃活動をはじめ、CSR（使用済み切手収集&処理、エコキャップの収集）活動、救急講習、献血活動を行いました。

チャブをより環境に優しい企業に

チャブ・グループでは、可能な限り資源の再利用とリサイクルを行っており、温室効果ガスの排出を2006年より社員一人あたり22%削減することができました。2020年までに社員一人あたりの温室効果ガス排出量を2012年の水準から10%削減するという目標を達成するため、省エネタイプの照明や機器の設置、オフィススペースの利用効率改善といった、これまで順調に実施してきた取り組みを今後も継続して推進します。

日本オフィス（エース保険）での取り組み

日本オフィス（エース保険）でも、環境保護のためのさまざまな取り組みを行っています。

使用済み切手の収集

2015年10月23日、グローバル・ボランティア・デイのプログラムの1つとして、使用済みの切手を封筒から切り取って収集し、約15,000枚の使用済み切手をボランティアセンターへ送付しました。収集した切手は、老人やハンディキャップのある方の杖の購入財源になりました。



プリントアウトやコピーの仕方を見直し、紙を節約

日本オフィスでも、両面プリント／コピーや、1面に複数ページをプリントするなど、日々の業務においても紙の使用量を減らす努力を行っています。

長時間離席する場合のPCモニター／PC本体の電源オフ、モニターの輝度を40%に

昼休憩時など、PCを長時間使用しない場合、モニターやPC本体の電源をオフにしたり、モニターの輝度を40%に落とすことを励行しています。

環境に配慮した印刷物の作成

当社の一部印刷物については、水なし印刷やFSC認証紙を使用し植物油インキでの印刷を行うなど環境に配慮しています。また2011年より5年間、カレンダーについては、資源のリサイクルやエネルギーの消費削減の一環として、カーボンオフセットを合わせて採用しています。カレンダー1部あたり温室効果ガス1kgの削減に協力したこととなり、地球温暖化防止に貢献しています。

エコキャップ運動

2010年より全社で取り組んでいるペットボトルキャップ回収の運動です。

使用後のペットボトルのキャップを各オフィスに設置している回収ボックスに集め、定期的にエコキャップ推進協会に送っています。再資源化によるCO₂排出の軽減を図ることはもとより、そこでの売却益を発展途上国のポリオワクチンの購入費用に充当しています。

当社グループでは今後も責任ある企業市民として、環境保護に努めてまいります。

第三分野保険の責任準備金の確認

責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

第三分野保険は一般の損害保険とは異なったリスクの特性を有しております。当社では、第三分野保険の責任準備金について積立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

- **第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの実施・検証**
法令等に則り保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、現行の責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行い、必要に応じ危険準備金を積み立てます。ストレス・テストの結果、法令等に定める基準に該当した場合には負債十分性テストを実施し、さらなる追加責任準備金の要否を確認します。
- **保険計理人による確認**
保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストが適正に行われていることを検証すると同時に、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

ストレス・テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性の確保

第三分野保険におけるストレス・テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率（危険発生率）を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の99%をカバーするものです。当社では、危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

- **過去の保険事故発生率実績の活用**
当社では危険発生率設定の際、保険料計算基礎率を同じくする保険種目ごとに、過去の保険事故発生率の平均値および標準偏差（変動幅）を分析し、これらを活用しています。
- **危険発生率の設定・検証**
危険発生率の設定に関しては、リスク・数理管理部が算出したうえで、当該部署とは独立した監査部が検証を行い、統合的リスク管理委員会へ報告する体制としています。

ストレス・テストの結果（平成27年度末決算期）

上記の保険料計算基礎率を同じくする保険種目の一部において、ストレス・テストに基づく危険準備金を600万4千円積み立てております。また、負債十分性テストを実施しましたが、その結果追加の責任準備金は必要がないことを確認しました。

リスク管理体制

当社では、多様化・複雑化する各種リスクを総合的に評価・管理することを目的とした統合的リスク管理委員会を設置し、経営の健全性および安定的な収益の向上に努めております。

ライン横断的なけん制機能を統合的リスク管理委員会に持たせています。経営者は同委員会から定期的な報告を受け、全社的に整合性の取れたリスク管理を行っています。なお、各種リスクに対する当社の取り組みは次のとおりです。

保険引受リスク

経済情勢の変動、保険事故発生率の上昇、地震・台風等の巨大災害発生等、保険会社が保有する多種多様な保険引受上のリスクは、リスクの正確な認識と厳格な管理体制が要求されます。当社ではこれらのリスクを管理するための手続、管理方法についての規程の整備を図り、厳格な引受基準の設定、健全な保険引受ポートフォリオの設定、優良保険者との再保険取引によるリスクの分散を行い、加えて正味保有リスクを定量化し自己資本・異常危険準備金等を勘案した保険引受許容額との対比管理を実践する等、各種専門技術の活用により、経営の健全化を図っています。

資産運用リスク（信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク）

資産運用に関連する主なリスクには、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスクがあります。こうした資産運用リスクについては、社内諸規程に従って一元的に管理する体制をとり、リスク管理と運用効率の向上を図っています。投資については、資産の健全性と流動性維持を最優先し、安定的に運用収益を確保することを基本方針としています。また、通常の管理を行う財務部門とは別に、投資委員会を設置し、投資運用状況、実績などを検証する態勢としております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員・募集人の活動、システムが不適切であることおよび外生的な事象等により損失を被るリスクをいいます。主なリスクである事務リスク、法務リスク、人的リスク、風評リスクを認識し、適切な管理を行っています。

システムリスク

高度にIT化されたビジネス環境の中で、社内外のリスク要因に対応するため、セキュリティ・ポリシーやプライバシー・ポリシーを策定し各種の対策を施しています。一例として、コンピュータ・ウィルス（サイバーテロ）に対するファイア・ウォールの設定、ウィルス検知・駆除ソフトウェアの導入、顧客データ（個人情報）保護のための不正アクセス防止措置などが挙げられます。さらにまた、基幹処理にかかわるシステムの災害対策として、「データセンター運用の災害対策計画」を策定し、バックアップ・センターの発動演習を実施しています。

災害リスク

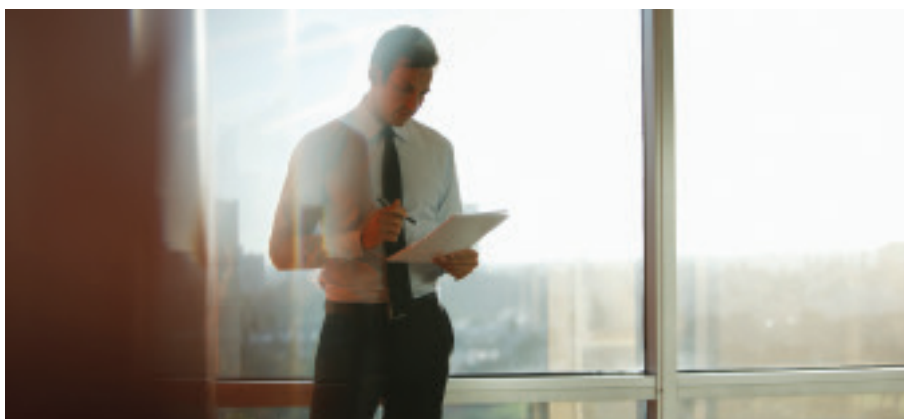
大地震や台風等の広域大規模災害や当社が入居しているビルでの火災・犯罪行為等により役職員が被害に遭うリスク、および社会インフラやシステムに障害が発生し業務が正常に遂行できないことにより損失を被るリスクを認識し、適切な管理を行っています。

社外・社内の監査体制

当社は、保険業法の定めにより金融庁の検査を受けることになっています。このほか社外の監査として会社法に基づく「PwC あらた有限責任監査法人」の会計監査を受けています。また、その他の監査体制としては、監査役会が行う会社法上の監査と、監査部による社内監査とがあります。

勧誘方針

当社は、以下の方針を定め、保険会社として適正な業務運営が図れるように努めています。当社は保険商品の販売にあたって、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定めています。



- お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・説明、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な保持・管理に努めてまいります。

保険商品の説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様に正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明を心がけます。

- 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
- お客様と直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう常に努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては、迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
- お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。

金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 販売等にあたっては、保険業法、証券取引法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守してまいります。
- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行ってまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

商品に関するお客様の知識、購入経験、購入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った商品選択・販売に努めます。

個人情報保護

高度な情報化が進む現代社会において高い社会性・公共性が求められる保険会社においては、顧客や取引先の情報を守秘することはますます重要な責務になってきています。当社では、この重要性に鑑み、2005年4月1日の「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）」本格施行時に制定した「プライバシー・ポリシー」を2008年3月全面改定し、個人情報の利用目的をより具体的に明記したほか、情報管理責任者を筆頭にした内部管理体制や、各種内部ルールに基づく安全管理措置等のさらなる強化に努めています。

また2006年度以降、毎年、全従業員を対象に個人情報保護に関するe-learningを実施しています。さらに、当社の代理店との関係におきましても、守秘義務につき、「損害保険代理店委託契約書」において会社および代理店がともに守るべきこととして同委託契約終了後も双方に義務を課しています。

プライバシー・ポリシー 個人情報に関する取扱いについて

エース損害保険株式会社は、個人情報取扱事業者として、個人情報保護の重要性を深く認識し、「個人情報保護法」、その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他のガイドラインなどを遵守して、個人情報の適正な取扱いを実践し、安全管理に係る措置および次に列記する方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善していきます。

また、当社は、役職員および代理店への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでいきます。

1. 個人情報の取得

当社は、業務遂行上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、インターネット画面上での入力内容等をいいますが、

このほか、インターネットを通じて当社ホームページに接続される方の識別などのためクッキー（Cookie）を使用することがあります。

なお、インターネット上での個人情報の取扱いにあたっては、個人情報を安全に送受信するために、当社では暗号化通信プロトコルであるSSLを使用しています。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的のために必要な範囲内で利用します。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、重要な事項を記載した書面等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 当社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (3) 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払い
- (5) 当社のグループ会社の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6) 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (8) 当社が有する債権の回収
- (9) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究
- (10) 他の個人情報取扱事業者から委託された業務
- (11) 当社役職員の雇用、代理店等の新設
- (12) 問い合わせ・依頼等への対応
- (13) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報データベースを構成する個人情報（以下、「個人データ」といいます）を提供しません。

- 法令に基づく場合
- 当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- 当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合（詳細については、36頁「7. グループ会社との共同利用」をご覧ください）
- 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（詳細については、36頁「8. 情報交換制度等」をご覧ください）
- 国土交通省との間で共同利用を行う場合（詳細については、36頁「8. 情報交換制度等」をご覧ください）

4. 信用情報等の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報については、ご本人の借入金返済能力に関する調査を除き、利用しません。

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、お客様の病歴、健康状態および治療状況等個人のプライバシーに密接にかかわる情報（以下、「センシティブ情報」といいます）を、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で取得、利用または第三者提供する場合など業務の適切な運営を確保その他必要と認められる場合を除き、取得、利用または第三者提供を行いません。

6. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、

あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- (1) 保険の募集にかかわる業務、損害調査にかかわる業務
- (2) 保険業務の事務処理、印刷・発送処理にかかわる業務
- (3) 情報システムの開発・運用にかかわる業務

7. グループ会社との共同利用

当社および当社のグループ会社は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更または保険金支払いに関する判断のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容
 - (2) 管理責任者：エース損害保険株式会社
- ※ 共同利用を行う当社のグループ会社については、末尾の（グループ会社の範囲）をご覧ください。

8. 情報交換制度等

- (1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細については、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。
- (2) 当社は、代理店の適切な監督や当社の役職員採用等のために、損害保険会社との間で、代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、代理店への委託等のために、損害保険会社との間で、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細については、

上記のホームページをご覧ください。

- (3) 当社は、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細については、損害保険料率算出機構のホームページ（<http://www.giroj.or.jp/>）をご覧ください。
- (4) 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約について期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省との間で共同利用します。詳細については、国土交通省ホームページ内（<http://www.jibai.jp/>）をご覧ください。

9. 個人データの安全管理

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他個人データの安全管理のため、マニュアルおよび安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じこれを遵守するとともに、本措置の継続的改善に努めます。

また、当社が、業務遂行上必要な範囲内で、第三者に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理に関するご質問は、「12. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

10. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載された営業店または最寄りの営業店、事故相談窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等に関するご請求については、「12. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答します。詳細については、当社ホームページ（www.acegroup.com/jp/）をご参照ください。

個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等のご請求について

1. ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、または利用停止・消去・第三者提供の停止をご希望される場合には、当社指定の書式に必要事項を記入・捺印の上、必要書類を添付し、当社受付窓口までご送付ください。保有個人データの開示等の請求は、法令によりご本人または代理人のみが行えます。なお、開示等の請求・回答は郵送手続に限らせていただきます。

2. 提出書類

- (1) 「保有個人データの開示等請求書」当社公式ホームページよりダウンロードください。
- (2) ご本人確認のための書類（詳しくは、3. の説明をご覧ください）

（上記に加え、訂正・追加・削除の場合のみ）

- (3) 訂正・追加・削除請求の根拠となる資料（保有個人データが事実と反することを示す資料）

3. 本人確認書類

- (1) ご本人による請求の場合
次のア、イおよびウをご同封ください。
ア ご本人の印鑑証明書または住民票の写しの原本（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
イ ご本人の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー（お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態）
ウ 開示等請求をする保険契約の保険証券のコピー（保険契約者の場合のみ）

(2) 代理人による請求の場合

上記、ご本人の本人確認書類に加え、次のア、イおよびウをご同封ください。

- ア 代理人ご自身の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
- イ 代理人ご自身の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー（お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態）
- ウ 代理人であることが確認できる書類

(A) 法定代理人の場合

法定代理権があることを確認できる書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）

(B) ご本人が委任した代理人の場合

次の (a) および (b) をご同封ください。

- (a) 当社所定の委任状（当社公式ホームページよりダウンロードのうえ、すべてご本人がご記入し実印を押印ください）
- (b) ご本人の印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内であるもの）

4. 受付窓口（送付先）

〒141-8679
東京都品川区北品川6丁目7番29号
ガーデンシティ品川御殿山
エース損害保険株式会社
開示等請求係

5. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、ご本人に対し本人確認書類記載のご住所宛てに書面にて回答いたします。代理人によるご請求の場合であっても法定代

理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対して回答いたします。

6. 注意事項

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および他の法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合には応じることができない理由をご連絡いたします。

請求時の必要書類一式を当社宛てにご郵送いただく際の郵送料はご負担願います。

開示に関しては、書類の到着後2週間程度のお時間がかかります。ご請求の内容によっては、さらにお時間がかかる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

開示等の請求に際してご提出いただきました個人情報、開示等の手続に必要な範囲において利用させていただきます。

12. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。また、個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記の窓口までお問い合わせください。

エース損害保険株式会社

所在地：〒141-8679
東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
電話番号：03-6364-7000 (代)
受付時間：9:00～17:00 (土日祝除く)
ホームページアドレス：
www.acegroup.com/jp

さらに当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。

(認定個人情報保護団体)
一般社団法人 外国損害保険協会

所在地：〒105-0001
東京都港区虎ノ門 3-20-4
虎ノ門鈴木ビル 7F
電話番号：03-5425-7850
受付時間：9:00～12:00
13:00～17:00 (土日祝除く)
ホームページアドレス：
<http://www.fnlia.gr.jp>

当社の業務に関する苦情・相談は、法律で定められた紛争解決機関である下記窓口でも受け付けております。

(指定紛争解決機関)
一般社団法人 保険オンブズマン

所在地：〒105-0001
東京都港区虎ノ門 3-20-4
虎ノ門鈴木ビル 7F
電話番号：03-5425-7963
受付時間：9:00～12:00
13:00～17:00 (土日祝除く)
ホームページアドレス：
<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

(グループ会社の範囲)

「7. グループ会社との共同利用」における当社のグループ会社とは、当社の親会社であるチャブ・リミテッド (Chubb Limited) およびその子会社ならびに当社の子会社*・関連会社をいいます。

*当社の子会社は次のとおりです。

- ・エース賃貸少額短期保険株式会社

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保し、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

1. 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
3. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
5. いかなる理由があっても、事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
6. 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に損なわれることを防止するため、「利益相反のおそれのある取引」に関する管理方針を定め、適切な業務運営に努めます。

1. 利益相反管理の対象

この方針の管理対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社のグループ金融機関（以下「当社グループ」という）が行う取引のうち、お客様の利益が不当に損なわれるおそれのある取引（以下「対象取引」という）とします。

なお、当社グループには、当社のほか、エース賃貸少額短期保険株式会社があります。

2. 対象取引の類型および特定方法

対象取引を次のとおり類型化し、取引内容、取引条件など個別の事情を斟酌し、お客様の利益が不当に損なわれるおそれがあると判断される場合に管理対象とします。

- (1) お客様の利益と当社グループの利益が相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益と当社グループの他のお客様の利益が相反するおそれのある取引
- (3) 当社グループがお客様から得た情報を不当に利用して、当社グループまたは他のお客様が利益を得るおそれのある取引
- (4) その他、当社グループがお客様の利益を不当に損なうおそれのある取引

3. 対象取引の管理方法

対象取引については、次のいずれかの方法により、お客様の保護を適正に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門の分離
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法の変更
- (3) 対象取引または当該お客様との取引の中止
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

4. 社内体制の確立

当社は、お客様の利益が「利益相反のおそれのある取引」によって不当に損なわれることを防止するため、次のとおり社内体制を整備します。

- (1) 「利益相反のおそれのある取引」を一元的に管理する利益相反管理部署および利益相反管理統括者を設置します。
- (2) 「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理するため、この方針に基づき、社内規程を整備します。
- (3) 「利益相反のおそれのある取引」に関し、役職員を対象に教育・研修を継続的に行い、法令、この方針および社内規程の徹底を図ります。
- (4) 「利益相反のおそれのある取引」の管理に係る社内体制の適切性および有効性を検証します。

お客様の声

当社では、本社に「お客様相談室」、支店に「お客様相談窓口」を設置しております。また、契約者の皆様に「お客様サポートダイヤル（0120-550-385）」をご案内し、本社お客様相談室にて皆様からの不平、不満、要望・お褒め（感謝）等を受け付けております。

さらに、当社ホームページのお問い合わせページからも、さまざまな不平、不満、要望・お褒め（感謝）等をお受けするとともに、保険事故解決の際は Web でのアンケート、また募集時にもアンケートを行い、「お客様の声」をいただいております。お寄せいただきました貴重な不平、不満、要望・お褒め（感謝）等を業務改善、お客様サービス向上に反映させるため、日々努力してまいります。

「お客様の声」対応方針

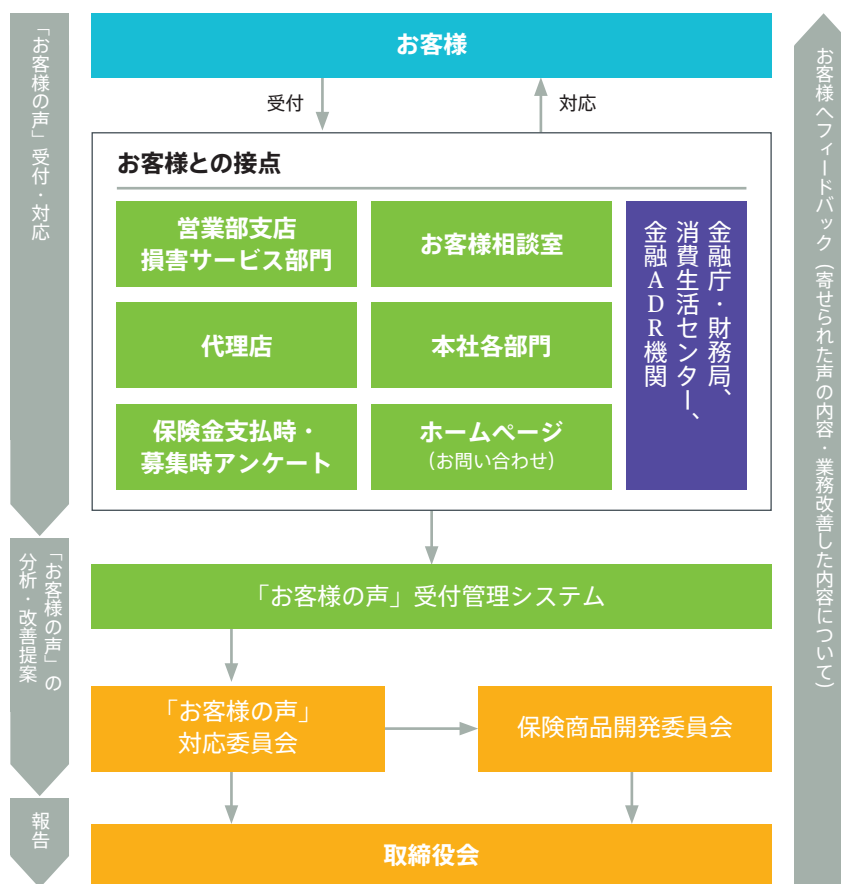
保険会社は、目に見えない信用を商品としておりますので、「お客様の声」をしっかりと聞き、その声にお応えするのがもっとも大切だと考えております。もし、お客様がご不満を抱かれるようなことがあった場合、そのご不満を速やかに解消し、お客様にご満足いただけるように対応することが保険会社の社会的責任であると考えております。

《対応方針》

エース保険では、「お客様の声」をお聞きするにあたり、下記のことが大切であると考えております。

- ① 「お客様の声」を感謝の思いで聞き、内容を正確に把握する。
- ② 迅速、的確に、かつ組織的に対応する。
- ③ 対応させていただくなかで得た貴重な経験、示唆、教訓を今後の営業活動、業務改善等に活かす。

「お客様の声」受付対応の流れ



「お客様の声」の対応責任窓口は**お客様相談室**です。各営業店舗、損害サービス部門や代理店に寄せられた「お客様の声」はお客様相談室に集約され、毎月開催される社内の「お客様の声」対応委員会にて報告・検討されています。改善等の必要がある場合には、関係部署へ改善提案などが行われます。

また、要望などで商品開発、改善につながるとおられるご意見・ご要望は、**保険商品開発委員会**に報告されます。それらにより、必要に応じて商品の改定、マニュアルの改訂、社内態勢の整備等の改善を行っております。

また、活動内容は定期的に**取締役会**に報告されるようになっております。

「お客様の声」としてお寄せいただいたご不平、ご不満、ご要望等の内容別件数の推移

(単位:件)

内容	対象期間	2015年度	2014年度	2013年度
		2015年4月～ 2016年3月	2014年4月～ 2015年3月	2013年4月～ 2014年3月
1. 契約・募集行為				
(1) 商品内容 (補償内容等)		44	17	19
(2) 契約継続手続 (手続漏れ・遅れ等)		83	90	67
(3) 募集行為		80	59	32
(4) 契約内容・条件などの説明不足・誤り		45	41	55
(5) 契約の引受 (条件・制限等)		5	4	3
(6) 保険料の計算誤り		3	9	12
(7) 接客態度		14	5	7
(8) 帳票類 (申込書・請求書・パンフレット等)		32	16	11
(9) その他		26	31	35
小計		332	272	241
2. 契約の管理・保全・集金				
(1) 証券未着・誤り		463	501	380
(2) 分割払い・口座振替		3	5	4
(3) 契約の変更手続 (手続誤り・遅延、車両入替等)		52	59	61
(4) 契約の解約 (手続誤り・遅延、返戻保険料等)		2,108	2,263	1,517
(5) 満期返戻 (手続遅延、満返金額等)		1	2	3
(6) 接客態度		13	18	13
(7) その他		48	70	42
小計		2,688	2,918	2,020
3. 保険金				
(1) 保険金のお支払金額		38	74	61
(2) 対応の遅れ・対応方法		158	125	82
(3) 保険金のお支払の可否		27	38	23
(4) 接客態度		49	51	36
(5) その他		60	24	23
小計		332	312	225
4. その他		32	49	83
合計		3,384	3,551	2,569

*上記の件数はすべて「お褒め」を除く

「お客様の声」としてお寄せいただいた「ご不平、ご不満、ご要望」等の概況

1. 契約・募集行為

保険契約の募集行為に関わるものは毎年増加傾向にあります。依然として(2)契約継続手続が最も多く、特に賃貸用入居者保険の契約継続案内についてのお申出が多かったです。次いで、(3)募集行為が多くなっておりませんが、お申出の内容としてはカード付帯の既存契約者に対して新たな保険のご案内をした際に多くのご意見をいただきました。また、(1)商品内容(補償内容等)が大幅に増えています。その内容は多岐に渡りますが、その中で「歯の保険」の補償内容改定やさまざまな保険種目の保険料設定に関するお申出が多くありました。今後、よりお客様のご意向に沿った契約募集・継続案内が行えるよう努めてまいります。

2. 契約の管理・保全・集金

保険契約の管理・保全・集金に関わるものでは、(4)契約の解約(手続誤り・遅延、返戻保険料等)の申し出が2,108件と最も多かったです。このうち2,069件が賃貸用入居者保険の遡及解約によるもので、退去時に保険の解約のご連絡をいただけなかったことで遡及処理を行ったものです。今後も退去時の解約、または変更手続の案内を徹底することで、適切な処理が行われるようご案内をしていきます。

次に(1)証券未着・誤りが463件と多かったです。これは2013年度より証券未着を「お客様の声」として取り上げるよう徹底したことによるものです。463件のうち証券未着は約94%です。未着の理由はさまざま考えられます。弊社側の問題である証券作成遅延、手続の遅れによる発送遅延等については、今後発生しないよう改善に努めてまいります。

3. 保険金

保険金に関しては損害サービスアンケートからのご意見を積極的に取り上げたこともあり毎年増加しています。特に(2)対応の遅れ・対応方法について多くのご意見をいただきましたが、対応についてのお申し出のうち、約24%が損害サービスアンケートからのお申し出でした。内容としては事故担当者の対応に関するものや、経過報告の遅れに対するものが多かったです。また、(5)その他が大幅に増加していますが、そのうちの約57%は「保険金請求書類が煩雑、その記入方法などがわかりづらい」とのお申し出でした。お申し出人への経過報告および支払保険金額の内容などの説明をより丁寧に行っていくよう努めるとともに、保険金請求の簡素化についても検討してまいります。

契約・募集行為/ 「ご不平、ご不満、ご要望」等の件数	
(1) 商品内容(補償内容等)	44件
(2) 契約継続手続 (手続漏れ・遅れ等)	83件
(3) 募集行為	80件
(4) 契約内容・ 条件などの説明不足・誤り	45件
(5) 契約の引受(条件・制限等)	5件
(6) 保険料の計算誤り	3件
(7) 接客態度	14件
(8) 帳票類(申込書・請求書・ パンフレット等)	32件
(9) その他	26件
合計	332件

契約の管理・保全・集金/ 「ご不平、ご不満、ご要望」等の件数	
(1) 証券未着・誤り	463件
(2) 分割払い・口座振替	3件
(3) 契約の変更手続(手続 誤り・遅延、車両入替等)	52件
(4) 契約の解約(手続誤り・ 遅延、返戻保険料等)	2,108件
(5) 満期返戻(手続遅延、 満返金額等)	1件
(6) 接客態度	13件
(7) その他	48件
合計	2,688件

保険金/ 「ご不平、ご不満、ご要望」等の件数	
(1) 保険金のお支払金額	38件
(2) 対応の遅れ・対応方法	158件
(3) 保険金のお支払の可否	27件
(4) 接客態度	49件
(5) その他	60件
合計	332件

(対象期間 2015年4月～2016年3月)
*上記の件数はすべて「お褒め」を除く

「お客様の声」に基づき開発・改善した商品・サービス等の例

(1) 海外旅行保険の業務目的携行品は補償の対象外であることを表記

【お客様の声】

海外旅行保険で会社から支給された携帯電話が旅行先で盗難にあったが、保険金支払対象外と言われた。パンフレットに業務用として会社から渡された動産が対象外ということがはっきりとわかるような記載をして欲しい。

【改善内容】

(2016年3月追記)

パンフレットの持ち物に関する補償欄にご注意として、「業務の目的にのみ使用される設備もしくは什器等は補償の対象外となります。」と追記しました。

(3) こども総合保険の満期ハガキの個人賠償責任特約の支払限度額の表示

【お客様の声】

こども総合保険の満期ハガキの個人賠償責任特約の保険金額が1億円ではなく0円になっていた。

【改善内容】

(2016年2月より表示)

満期案内ハガキの当該項目について表示誤りがありました。システムを修正し正しい保険金額の1億円が表示されるようにしました。

(5) インターネットによる事故受付

【お客様の声】

Webで保険申請できると便利。

【改善内容】

(2017年度第1四半期実施予定)
インターネットでの事故受付は他社でも採用されており実施の方向で検討していきます。

(2) 自動車保険パンフレットのノンフリート等級に関して誤解を招きやすい項目の表記

【お客様の声】

窓ガラス破損の事故であったが、3等級ダウン事故扱いとなった。このような事故においてパンフレットの記載では1等級ダウン事故であるような誤解を招くので、自動車保険パンフレットの注意書きに「事故原因によっては3等級ダウン事故となる可能性があります」等の文言を入れた方がよい。

【改善内容】

(2015年10月追記)

パンフレットのノンフリート等級別割引・割増制度のページに「※他物との衝突・接触、墜落・転覆によるものを除きます」を追記しました。

(4) 園児 24 総合補償制度の告知事項「他の保険契約等」がお子様の補償についての確認であることの表記

【お客様の声】

園児 24 総合補償制度の加入依頼書の「他の保険契約等」の「ケガによる死亡を補償する他の保険契約等（共済を含む）がありますか？」の部分は両親の分も記載するのでしょうか。

【改善内容】

(2016年募集分より追記)

募集資料にお子様の補償について確認していることがわかるような文言を追記しました。

(6) ロードサービスでの高速道路使用時に契約者負担が発生することの表記

【お客様の声】

自動車の故障によりレッカーサービスを依頼し高速道路を使用したところ、高速道路料金が別途発生した。有料道路を使用した場合は契約者の負担となる旨の説明がパンフレットに書かれていない。

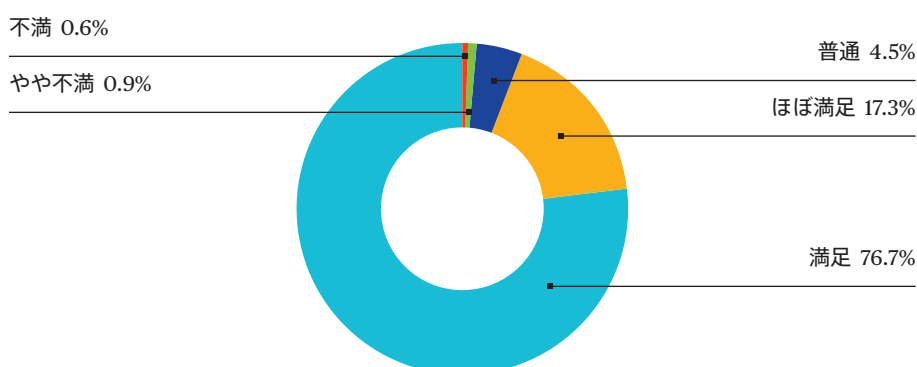
【改善内容】 (2016年度中の次回増刷時に追記予定)

ロードサービスのご案内に、高速道路使用料金は別途契約者負担となることの説明を次回増刷時に追記いたします。

お客様満足度調査

エース保険では、当社の損害サービスについて、今後のサービス向上のために、保険金お支払時に顧客満足度調査を実施しております。2015年度（2015年4月～2016年3月）の調査結果の概要は以下のとおりです。

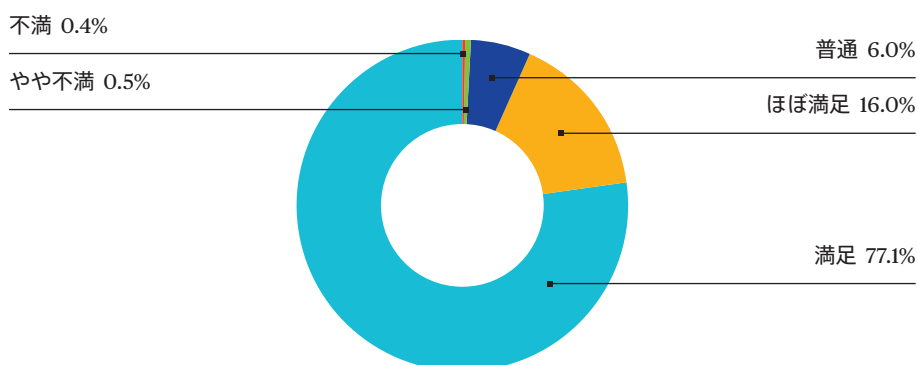
対応サービス全般に対する満足度



回答数 2,830 回答率 4.3%

94%のお客様より「ほぼ満足～満足」の評価をいただいておりますが、1.5%のお客様からは「やや不満～不満」という評価をいただきました。今後も不満と感じるお客様が一人でも少なくなるようサービスの改善に努めてまいります。

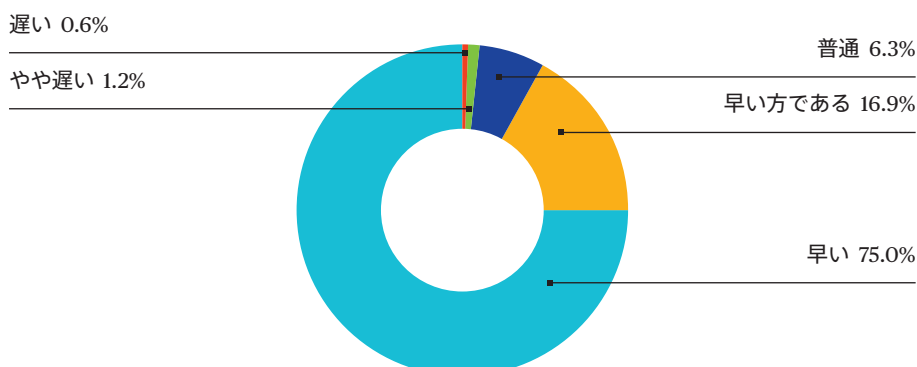
担当者の話し方、態度に対する満足度



回答数 2,794 回答率 4.3%

93.1%のお客様より「ほぼ満足～満足」の評価をいただいておりますが、0.9%のお客様からは「やや不満～不満」という評価をいただきました。今後も「電話応対研修」等を通じ、サービスの改善に努めてまいります。

保険金支払いの迅速性に対する満足度



回答数 2,830 回答率 4.3%

91.9%のお客様より「早い方である～早い」の評価をいただいておりますが、1.8%のお客様からは「やや遅い～遅い」という評価をいただきました。今後も迅速な保険金支払いに取り組んでまいります。

公平・中立な立場でお応えする機関などのご紹介

一般社団法人 保険オンブズマン

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人 保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

* 保険オンブズマンのホームページ
(<http://www.hoken-ombs.or.jp/>)

一般財団法人

自賠責保険・共済紛争処理機構

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構は、自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関です。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますのでご注意ください。

* 自賠責保険・共済紛争処理機構のホームページ
(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

公益財団法人

交通事故紛争処理センター

交通事故に遭われた当事者の面接相談をとおして、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっ旋、審査を行います。

当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れない場合に、公正・中立の立場で、無償で紛争解決するためのお手伝いをいたします。

* 交通事故紛争処理センターのホームページ
(<http://www.jcstad.or.jp/>)

ディスクロージャー（情報開示）の態勢

当社は「誠実」を第一の行動指針として掲げ、「誠実で開かれた会社」をめざしております。このような考え方にに基づき、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

公式ホームページ

当社のホームページには、事業活動や決算・財務状況等の情報を掲載しています。また、個人のお客様、法人のお客様向けには商品の内容、資料請求、お問い合わせ等についてご案内しています。

エース保険公式ホームページ

www.acegroup.com/jp



ディスクロージャー誌「Business Report」の発行

当社は保険業法および保険業法施行規則等による法的な定めに基づき、ディスクロージャー誌「Business Report」を毎年発行しております。

本誌は、当社の全営業拠点および主要な代理店に備え置いているほか、ご希望に応じて個別にご提供*しています。また、当社の公式ホームページでもその全文をご覧いただくことができます。



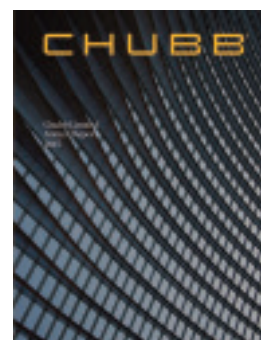
チャブ・リミテッド アニュアル・レポート

チャブ・リミテッドの財務状況等の開示情報として、アニュアル・レポートが英文で毎年発行されております。ご希望に応じて個別にご提供*しております。

また、チャブ・リミテッドの公式ホームページでもその全文をご覧いただくことができます。

チャブ・リミテッド公式ホームページ

www.chubb.com



* 上記資料をご希望の方は、下記までご請求ください。

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
エース損害保険株式会社 マーケティング & コミュニケーション部

商品・サービスについて

保険のしくみ	48
損害保険制度	48
損害保険契約の性格	48
再保険について	48
保険のご契約の流れ	48
保険募集のしくみ	48
約款について	49
保険料	49
保険代理店について	50
保険金のお支払い	51
商品ラインナップ	52
個人向け商品	52
企業向け商品	52
お客様サービス〈個人向けサービス〉	53
24時間事故受付サービス	53
海外旅行保険関連サービス	53
自動車保険関連サービス	54
お住まいの保険関連サービス	55
おからだの保険関連サービス	55
お客様サービス〈企業向けサービス〉	55
損害サービス	56

保険のしくみ

損害保険制度

損害保険は、私たちを取り巻くさまざまな事故や災害から生命や財産を守るためのもっとも合理的な防衛策のひとつです。将来起こるかもしれない危険に対して、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の制度が損害保険制度です。損害保険の幅広い普及を図ることは、個人の生活や企業経営の安定に大きく寄与することになり、重要な社会的役割を果たしているといえます。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受けの正確を期すために保険申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

再保険について

再保険とは

大型船舶や大規模な工場などに損害が生じたり、大火、台風、地震などのような広域大災害が発生したりすると、その保険金支払は巨額に達し、一保険会社の負担能力を超える可能性があります。このため保険会社は、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引き受けてもらうことにより、危険の平均化・分散化を図っています。これを再保険といいます。

再保険のしくみ

国内で引き受けた巨大リスクや集積リスクの分散を目的として、日本国内外の保険会社へ出再保険料を支払うことにより、保険金支払責任の移転を図っています。これを出再保険取引といいます。

この出再保険取引は、出再先の財務力・

保険金支払能力・信用度等の情報を収集・分析の上、慎重に決定しています。一方、他の保険会社より再保険を引き受ける受再保険取引についても、引受リスクの判断材料となる引受条件・成績等の各種情報を精査し、慎重かつ適正な再保険の引受を行っています。

保険のご契約の流れ

社員または代理店とのご相談

- お客様のご意向把握
- お客様のご意向にあった商品のご提案
- 商品内容等でご注意いただきたいことのご説明

お申込み

- お申込みの際にご注意いただきたいことのご説明
- お客様のご意向の最終確認
- お申込み手続（申込書等のご記入）
- 保険料のお支払い

ご契約の成立

- ご契約の成立
- 保険証券の送付

保険募集のしくみ

損害保険の募集は、保険会社の委託を受けた損害保険代理店または保険仲立人を通じた場合と、社員によって直接行われる場合があります。

損害保険代理店は、損害保険会社の委託を受けて、保険契約者との間で保険会社の代理人として、保険契約の締結にあたります。当社の取扱い商品のほとんどは、当社の委託を受けた全国の代理店を通じて販売されています。また、当社は一部の商品でダイレクト・メールまたは広告等で商品の告知を行い、お客様からの資料請求またはお見積依頼を受けて、保険契約申込書等一式を送付し、お客様から郵

便で返信申し込みを受ける通信販売、インターネット等による保険募集も行っています。

保険募集に際しては、当社の社員もしくは代理店から募集人の権限等についてご説明させていただき、お客様が抱えるリスクや主な意向・情報を把握し、適切な保険商品を選定・提案させていただきます。また、お客様に対して、契約の締結または加入の可否を判断するのに必要な情報を説明させていただきます。

保険契約をお申し込みになる際は、重要事項説明として「契約概要および注意喚起情報」が記載された書面を交付いたしますので、内容を十分にご理解のうえ契約を行っていただきます。またご加入いただく保険契約がご希望に沿った内容であること、保険の内容や保険料が適切であることについて確認させていただくため、意向確認書または契約内容確認書を作成いたしますので、署名または所定欄への確認印の押印をお願いします。保険契約申込書の必要事項のご記入ならびに所定欄にご署名または申込印をいただき、お客様より保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続が完了し、契約成立後に保険証券が発行されます。

※クーリングオフについて

平成8年より、契約者保護の観点から、一定期間に限り契約し申込みの撤回または解除ができるクーリングオフ制度が導入されました。これは保険契約が1年を超える長期契約について、お申し込みされた日またはクーリングオフに関する書面が交付された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除ができる制度です。ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外となっています。

※共同保険制度について

複数の保険会社が引受保険会社となり、ご契約を締結する共同保険制度があります。各引受保険会社は、保険金額または引受割合に応じて連帯することなく、独立して別個に引受責任を負担し、

幹事保険会社は、他の保険会社の代理もしくは代行を行います。ご契約の際には、説明内容に十分ご注意ください。

約款について

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから「契約者・保険会社の双方の権利・義務」について詳細を取り決めておく必要があります。これが約款です。保険約款は、基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約によって「普通保険約款」を一部補足・修正する「特別約款」・「特約」で構成されています。これらの約款は、保険会社が作成し、金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

2. 契約時の留意事項

保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立します（「諾成契約」といいます）。ご契約にあたっては加入される保険契約の内容および約款について、当社の社員または代理店から、十分な説明を受けるとともに、意向確認書または契約内容確認書により、保険加入の目的や保険金額などを確認していただくことが必要です。

3. 約款に関する情報提供方法

当社では、保険種目ごとにパンフレットを作成するとともに、主として個人を対象とする保険種目（自動車保険・傷害保険・火災保険など）については、「契約概要」「注意喚起情報」を作成し、契約前に交付します。また、ホームページによる約款等の開示も行っております。「告知義務」「通知義務」「保険金が支払われない場合」など、特に重要な事項について記載しておりますので、必ずご一読いただくことが必要です。

保険料

1. 保険料の収受・返還

損害保険の保険料は、保険料のお支払方法について特段の取り決めがない場合は、保険契約の締結と同時に全額を領収することが原則となっています。したがって、保険期間が開始した後も、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

また、保険期間中に契約内容の変更が生じたときには、その危険の増減に応じて保険料の追加または返還を行います。

2. 保険料率とは

保険料率は、支払保険金部分に充当する「純保険料率」と保険事業運営のためのコスト部分（事業経費・代理店手数料）に適正利潤を加えた「付加保険料率」の合算によって決められます。この合算した保険料率を「営業保険料率」といい、これに基づいて実際の保険料が算出されています。

保険代理店について

1. 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で「損害保険代理店委託契約」を締結し、保険会社に代わってお客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収することを基本業務としています。さらに、お客様のご要望に的確に対応し、より一層充実したサービスを提供するために、お客様に適切な商品を選択していただけるよう助言を行っています。また、万一の事故の際には、迅速に保険金が支払われるよう、保険金請求の手続を援助するなどのアフターサービスを行っています。このような活動を通じて、損害保険の幅広い普及や個人や企業の経済生活の安定などに大きく貢献しています。

代理店の主な業務は、次のとおりです。

1. 保険契約の締結
2. 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
3. 保険料の領収または返還
4. 保険料領収証の発行および交付
5. 契約者からの事故の受付、保険会社への通知

2. 代理店制度

代理店登録

損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。

代理店の役職員として保険契約の募集を行う場合は、所定の教育を修了し、資格試験に合格した上で、保険業法第302条に基づき、内閣総理大臣に届出なければなりません。この登録・届出を行ってはじめて、保険契約の募集に従事することができます。

代理店の業務は、「保険業法」等で定められており、公正で公平なサービスをすべてのお客様に提供することが義務付けられています。

損害保険代理店制度

当社は、多様化する消費者ニーズに的確に対応し、きめ細かいサービスを提供していくため、また、代理店の品質向上を図り、損害保険に対して、お客様から高い信頼を得られることにより、損害保険をますます普及促進させることを目的として、損害保険代理店制度を設けています。

損害保険代理店制度においては、火災保険、自動車保険および傷害保険などの一般契約を取り扱う一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店の区分を設け、その特性に合わせた代理店制度を運営しております。

一般社団法人日本損害保険協会においては、募集人の資質向上を図り、知識・能力を定期的に検証するために、平成23年10月から「損害保険募集人一般試験（以下「損保一般試験」）制度」の運営を開始しました。当社もこの試験制度に積極的に参加して、募集人の資質向上に努めております。

「損保一般試験」は、「基礎単位」および「商品単位（自動車、火災、傷害疾病）」の大きく2つの単位で構成されており、「基礎単位」の合格が募集人の登録・届出の要件となるほか、募集人が取り扱う保険商品に応じた「商品単位」に合格することが必要となります。

また、「損保一般試験」に合格した募集人が、さらなるステップアップを目指す仕組みとして、平成24年7月か

4. 代理店数

当社の代理店数は以下のとおりです。

区分	一般代理店	モノライン代理店				その他	合計
		旅行	不動産	AE [※]	DM		
店数	1,319	359	691	15	38	2	2,424
構成比	54.4%	14.8%	28.5%	0.6%	1.6%	0.1%	100%

※ AEとは、米国軍人・車属用自動車保険の略号です。

(平成28年3月末日現在)

らは、「損害保険大学課程（「専門コース」「コンサルティングコース」）」が実施されており、当社も積極的に資格取得を推進していきます。

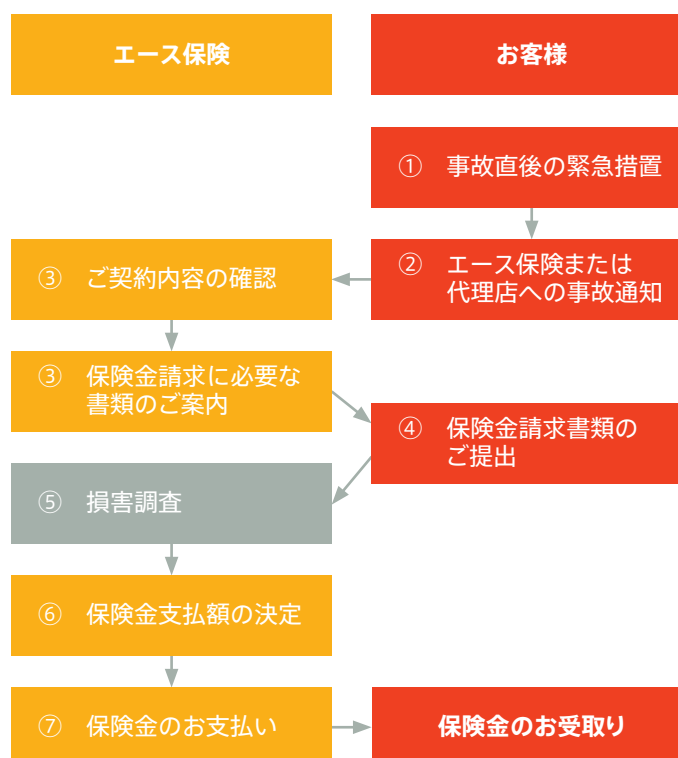
3. 代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的として代理店教育プログラムを実施しています。募集人の保険商品教育推進のため、一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店等、募集チャンネルに応じた個社商品教育体制の構築を進めています。具体的には、募集チャンネル別の教育テキスト等を作成配布し、学習完了後にインターネットによる検証試験に合格する等、代理店が効率よく知識を習得できるよう、工夫を重ねています。これにより営業店舗から遠隔地に所在する代理店であっても募集人は同等の教育を受けることが可能となります。また、商品知識のみならず、代理店の体制整備、販売技法、経営手法、保険情勢の研究や経験交流等を目的とした各種の研修やセミナーを、主要営業店で実施しております。

また保険募集においては、「契約者保護」がすべての基本であるとして、適正な保険募集を確保するために、「保険募集コンプライアンス」研修を、当社の保険募集人に実施しております。

保険金のお支払い

事故の発生から保険金のお支払いまで (自動車事故の場合)



- ① 事故が起こった場合は、被害者の救護・損害の拡大防止等の必要な緊急措置を行ってください。
警察への届け出を行い、相手のある事故の場合は、その方の住所・氏名・勤務先、保険に加入していればその保険会社などをご確認ください。
- ② 緊急措置をお取りになったら、ただちに当社または当社代理店に事故の報告をお願いします。その際、ご契約者名、事故の日時・場所、事故状況等をお知らせください。証券番号や保険の内容もおわかりになりましたら併せてお知らせください。
- ③ ご契約の内容を確認の上、お客様に保険金請求に必要な書類のご案内を申し上げます。
- ④ 保険金のお支払いに必要な書類をご提出いただきます。
- ⑤ 必要に応じ、事故の現場や事故物件などの調査をし、確認します。(特別な調査・照会が必要な場合、ご案内を申し上げます)
- ⑥ お客様および被害者など関係者との打ち合わせ、あるいはご提出いただいた書類を確認させていただいた上で、支払保険金の額を決定させていただきます。
- ⑦ 保険金のお支払いは、当社より指定先の銀行口座にお振り込みします。

商品ラインナップ

個人向け商品



からだの保険

- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- こども総合保険
- 医療保険
- 歯科治療費用補償特約付交通事故傷害保険 (歯の保険)



自動車の保険

- 家庭用自動車保険 (SDA)
- 自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)



住まいと生活の保険

- 住宅総合保険
- リビングプロテクト総合保険
- 地震保険
- 個人賠償責任保険



レジャーの保険

- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- ゴルファー保険

企業向け商品



自動車の保険

- 一般用自動車保険 (GUP)



船舶と貨物の保険

- 運送保険
- 貨物海上保険



工事に関する保険

- 建設業者向け総合賠償責任保険 (建設プロ)
- 組立保険
- 建設工事保険



賠償責任に関する保険

- 会社役員賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険 (PL 保険)
- 施設所有 (管理) 者賠償責任保険
- 専門業務事業者賠償責任保険
 - IT 事業者向け賠償保険 (アイティープロ)
 - 情報漏えい保険 (データプロ)



費用・利益の損失に関する保険

- 店舗休業保険
- 営業継続費用保険
- 団体総合補償制度費用保険 (WIZ)
- 企業費用・利益総合保険
- 旅行特別補償保険
- 旅行事故対策費用保険
- インバウンドトラベル保険
- 救援者費用等補償特約 (傷害・疾病補償用) 付き普通傷害保険



プログラム

- 海外進出企業向けグローバル・プログラム (海外 PL 保険、火災保険、海上保険)



従業員に関する保険

- 業務災害安心総合保険 (GPA Pro)
- 労働災害総合保険
 - 法定外補償条項
 - 使用者賠償責任条項
- 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)



財物に関する保険

- テナント総合保険 (プレミアテナントプロ)
- 店舗総合保険
- 普通火災保険
- 動産総合保険
- 機械保険
- 企業財産総合保険 (Property Pro)

お客様サービス<個人向けサービス>

24 時間事故受付サービス <通話料無料>

専任スタッフが、夜間・休日を問わず、365日・24時間体制で事故受付、事故解決に向けて的確なアドバイスをいたします。通話料は無料です。携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

自動車・お住まい・賠償責任保険の場合：0120-011-313

おからだ（おケガ）の保険の場合：0120-091-313

海外旅行保険の場合：0120-071-313

医療保険・がん保険の場合：0120-289-822

海外旅行保険関連サービス

エース日本語サービスセンター

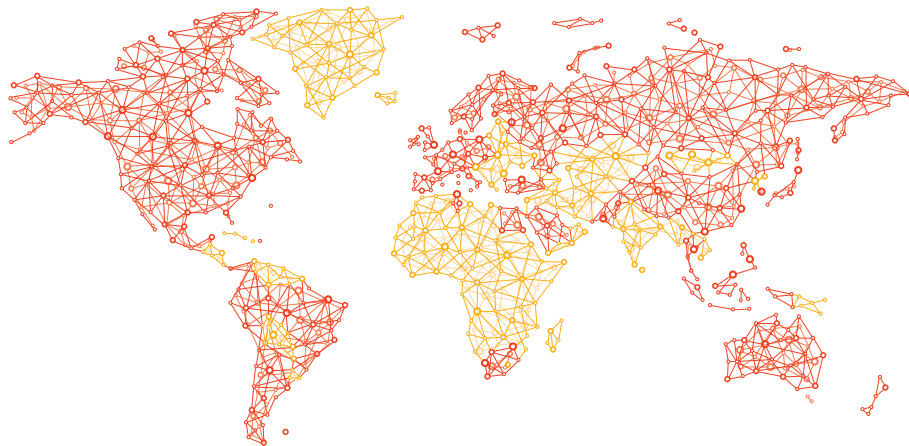
エース保険は、プレステージインターナショナル社、コーポレート・サービス・ネットワーク社と提携し、各種サービスを提供しています。海外旅行中の不慮の事故や病気に備え、医療に関するさまざまな手配サービスや保険金請求にかかわるご相談を24時間・年中無休で行っております。

- ・ 保険金請求等に関わる相談サービス
- ・ クレジットカード、パスポート、T/C等の紛失・盗難時の緊急手配のご案内
- ・ 医療機関のご紹介
- ・ 緊急移送手配サービス
- ・ 専門医の紹介
- ・ 帰国手配サービス
- ・ その他各種トラブルご相談受付

- ・ ロサンゼルス
- ・ ウィルミントン
- ・ ロンドン

- ・ 日本
- ・ 上海
- ・ 香港

- ・ バンコク
- ・ シンガポール
- ・ シドニー



ワールド・ワイド・ネットワーク

世界各地域から現地オペレーターを通さず通話料無料で直接、エース日本語サービスセンターにご連絡いただけます。

エース日本語サービスセンターへの通話料無料の設定国および地域

アイスランド、アイルランド、アメリカ（含むアラスカ）、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウルグアイ、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、グアム、コロンビア、サイパン、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、タイ、台湾、チェコ、中国、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハワイ、ハンガリー、フィリピン、フランス、ブラジル、ベルギー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、ルクセンブルグ、ロシア

キャッシュレス医療サービス

エース保険のキャッシュレス医療サービスが利用できる提携病院では、お客様は現金不要です。

万一、ケガや病気をした際に治療費をお立替えいただく必要がないよう、世界主要都市に利用可能な病院を配置しておりますので、安心して治療をお受けいただけます。

自動車保険関連サービス

ロードサービス

故障などの車のトラブルにも対応し、お客様のカーライフをトータルにサポートいたします。また、「携帯電話 GPS 位置特定サービス」により、お客様がトラブル場所をうまく説明できない場合でも、携帯電話、スマートフォンから位置情報をご送信









いただくことで、正確なトラブル位置を当社で特定し出動することができます。

※下記サービスは一例であり、商品またはご契約内容によって付帯サービスは異なります。



無料リペアサービス (故障時無料緊急修理サービス)

ご契約のお車が故障や事故で自力走行不能となった場合、次のトラブルについて無料で緊急修理を行います。

バッテリー上がり ジャンピング (ケーブルをつないで始動) (保険期間中1回のみ) 	鍵閉じ込み (解錠) 	パンク (スペアタイヤとの交換) 	ボルト締め付け 
各種電球・ヒューズ交換 	サイドブレーキの固着 	各種オイル漏れ点検・補充 	冷却水補充 

(注1) スペアタイヤ以外のタイヤ交換、タイヤ修理、バッテリー充電、セキュリティ装置付車両の解錠作業、部品代、オイル類の費用等は無料サービスの対象となりません。

(注2) 30分以内の修理作業に限り無料。

(注3) JAF 会員の方もエースロードサービス窓口にご連絡ください。状況により、当社サービスで対応させていただきますか、JAF へお取次ぎするかをご案内いたします。

事故プラスサポートサービス



事故時の現場対応について電話で親身にサポートいたします。

万が一自動車で事故を起こしてしまった場合、落ち着いて事故対応を行うことは難しいものです。エース保険では、事故発生時にお客様が落ち着いて速やかに事故現場対応を行えるように、安全確保や事故相手の確認などのアドバイスを24時間電話で行います。



お客様の状況に応じて事故現場に駆けつけ、事故対応をサポートいたします。

上記電話でのサポートのほか、お客様のご依頼に基づいて、スタッフを事故現場に派遣しお客様をサポートいたします。



レッカー無料サービス (50km まで無料)

ご契約のお車が故障や事故で自力走行不能となった場合に、レッカー車を手配し修理工場等までけん引いたします。



ガス欠サポートサービス

一般道・高速道で、ご契約の自動車がガス欠になったとき、ガソリン 10 リットルを無料でお届けします。(保険期間中1回のみ)

※ 10 リットルを超えるガソリン代は、お客様のご負担となります。

※ 自宅駐車場など車両保管場所でのガス欠は対象となりません。



遠隔地トラブルサポートサービス

ご自宅から半径 100km 以上の遠隔地で自力走行不能になった場合、帰宅に要した費用や宿泊費などをお支払いします。

- ・ 帰宅費用サービス
- ・ 宿泊費用サービス
- ・ 車両搬送・引取費用サービス

お客様サービス＜企業向けサービス＞

お住まいの保険関連サービス

水まわり・鍵開け緊急サービス

ご自宅での水まわりのトラブル（トイレ、風呂、台所の水漏れや詰まり等）あるいは外出中の鍵の紛失、盗難の場合の玄関ドアロックの解錠に、提携業者がご自宅に急行し、修理いたします。

（30分以内の応急処理は無料です。ただし、鍵代、部品代はお客様のご負担になります。）

マイホームエース、マイホームエースゴールド（いずれも住宅総合保険の当社独自パッケージプラン）のご契約のみ対象です。

エースサポート24[※]

借用住宅において、水まわり、鍵、窓ガラスの緊急トラブルが発生したときに当社が修理業者の手配をいたします。

（保険金支払いの対象とならない場合はお客様の実費負担）

※商品またはご契約内容によって付帯サービスは異なります。

おからの保険関連サービス

SOS ホットライン：

緊急医療・健康相談サービス

ご契約者とご家族が無料で受けられる電話相談サービスです。24時間365日体制で、経験豊富な看護師が、医療・健康に関するさまざまなご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。

示談交渉サービス

賠償事故危険補償特約付帯のご契約者の方には、保険会社がお客様に代わって相手側と解決に向けて交渉するサービスをご利用いただけます。

（注）損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。

「ビジネスチャンスからリスクを取り除き、お客様が成功を獲得していくことをサポートする」

リスク・マネジメント・ソリューションについてチャブ・グループはこう考えます。チャブ・グループの先進のノウハウと豊富な経験をもって、企業の皆様に、リスク分析、評価に基づいたコンサルティングサービスを行い、合理的な保険の構築に最適なソリューションをご提供いたします。

RIMSA（リムザ）

Risk Management Services by ACE

建設、運輸、製造業など事故発生リスクの高い企業へ、エース保険のスペシャリストが「保険商品」だけではない、リスクの評価を分析、社員教育、助言といったリスクに対する事前のコンサルティングサービスを行います。

リスクマネジメントの基本は、企業リスクの発見とその正確な評価に始まります。企業はその正確な評価に基づき、リスクコントロールやリスクファイナンスという手法を駆使し、リスクの保有と移転の適正なバランスを決めます。エース保険はそのリスク解決のプログラムをテラーメイドでご提案いたします。

人事部ヘルプダイヤル

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険にご契約の企業・団体の人事担当の方を対象に、メンタルヘルス不調者への対応や、復職時に注意すべきポイントやアドバイス等についてのご相談をお受けします。またカウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。

※個別のケース（特定の休職者等のケース）への介入は行えません。

ストレスチェックサービス

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険のご契約企業は、ストレスチェックサービスをご利用いただけます。

※ただし、ご利用には条件があります。

損害サービス

損害保険会社の真価は、お客様に万が一の事故が発生した際に、事故の解決に向けて的確なアドバイスを行い、スピーディな保険金のお支払いを通して「安心」をお届けすることにあります。

※保険金のお支払いの流れについては、51頁をご参照ください。

2015年度当社お客様満足度調査では、「対応サービス全般に対する満足度」について94%以上のお客様から高い評価(5段階評価の4以上)をいただきました。

※詳細な調査結果につきましては41頁・42頁をご参照ください。

損害サービススタッフの行動指針

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざしています。

《お客様第一主義と自己革新・自己責任》

- 常にお客様の立場になって考え行動します。
- 常にお客様の安心と信頼を念頭に「迅速・親切・公平・的確」な対応をします。
- 常に能力の向上に努め、高度な事故事案解決力の向上をめざします。
- 常に社内外の「法令遵守」を前提とした行動をします。

代理店への FAX サービス

事故登録後および保険金お支払い手続完了後に、代理店へ「ご案内」の FAX をいたします。

安心の1事故1担当者制

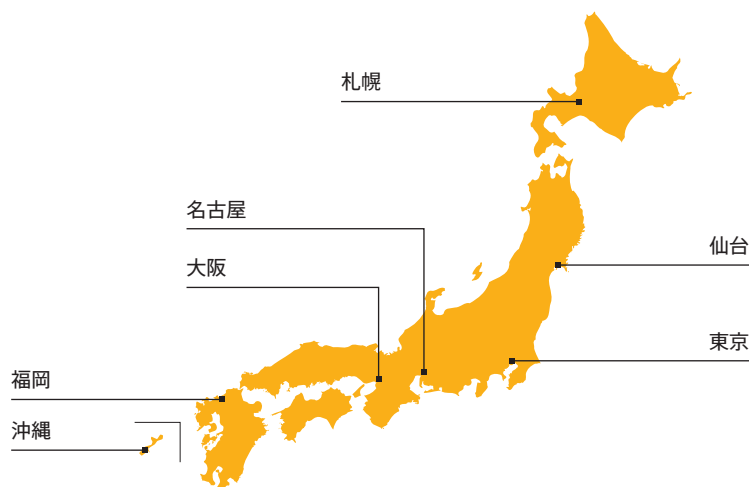
1件の自動車事故に対して複数の担当者が分業する保険会社が多い中で、エース保険は一貫して一人の担当者が対応しています。

信頼性の高い示談交渉サービス

自動車保険事故の示談交渉においては、高度な専門知識と豊富な経験を有したスタッフが、お客様に代わり責任を持っています。国内の損害保険会社に先駆けて、いち早く示談交渉を開始し、多くのお客様より好評を得ています。

損害サービスネットワーク

エース保険は全国7カ所に損害サービスネットワークをおき、迅速、親切、公平、的確な対応をいたします。



業績データ

事業の概況	58
I-1 主要な経営指標等の推移（直近5事業年度）	58
I-2 保険事業	59
I-3 資産の運用	64
I-4 単体ソルベンシー・マージン比率	67
経理の状況	68
II-1 計算書類	68
II-2 資産・負債の明細	73
II-3 損益の明細	82
II-4 時価情報等	83
企業集団等の状況	86
III-1 事業の概況（連結）	86
III-2 主要な経営指標等の推移（連結）	86
III-3 連結財務諸表	87
III-4 リスク管理債権	94
III-5 セグメント情報	94
III-6 エース貸付少額短期保険株式会社の 単体ソルベンシー・マージン比率	95
III-7 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の 支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）	96

I 事業の概況

I-1 主要な経営指標等の推移（直近5事業年度）

(単位：百万円)

項目	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		18,507 (△ 0.8%)	19,068 (3.0%)	20,975 (10.0%)	20,267 (△ 3.4%)	21,042 (3.8%)
経常収益 (対前期増減率)		21,667 (4.9%)	19,559 (△ 9.7%)	21,638 (10.6%)	21,682 (0.2%)	21,881 (0.9%)
保険引受利益 (対前期増減率)		△ 847 (-)	△ 607 (-)	613 (-)	600 (△ 0.2%)	1,622 (170.2%)
経常利益 (△は経常損失) (対前期増減率)		△ 573 (-)	△ 315 (-)	827 (-)	1,213 (46.6%)	1,878 (54.8%)
当期純利益 (△は当期純損失) (対前期増減率)		△ 650 (-)	△ 364 (-)	374 (-)	488 (30.5%)	1,010 (106.7%)
正味損害率		64.9%	49.0%	43.4%	46.7%	43.7%
正味事業費率		51.2%	50.7%	50.5%	53.0%	45.5%
利息および配当金収入 (対前期増減率)		223 (△ 20.8%)	182 (△ 18.5%)	165 (△ 8.9%)	136 (△ 17.6%)	111 (△ 18.2%)
運用資産利回り (インカム利回り)		0.55%	0.47%	0.41%	0.33%	0.26%
資本金 (発行済株式総数)		8,150 (163 千株)	8,150 (163 千株)	8,150 (163 千株)	8,150 (163 千株)	8,150 (163 千株)
純資産額		2,464	2,537	2,861	3,221	4,498
総資産額		45,440	46,284	48,488	49,743	51,058
積立勘定資産額		508	209	149	123	76
自己資本比率		5.42%	5.48%	5.90%	6.48%	8.81%
1株あたり純資産額		15,120 円 46 銭	15,570 円 28 銭	17,553 円 34 銭	19,761 円 51 銭	27,597 円 71 銭
1株あたり当期純利益		△ 3,991 円 07 銭	△ 2,235 円 81 銭	2,297 円 82 銭	2,999 円 79 銭	6,201 円 13 銭
責任準備金残高		26,904	27,224	27,032	26,683	27,712
貸付金残高		23	23	30	-	-
有価証券残高		32,437	34,487	35,025	35,190	37,381
その他有価証券評価差額金		152	590	538	409	676
単体ソルベンシー・マージン比率		767.7%	928.6%	1062.1%	1043.3%	1138.5%
配当性向		-	-	-	-	-
従業員数		577 名	582 名	561 名	536 名	527 名

I-2 保険事業

(1) 保険料の推移

① 正味収入保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	3,921	21.2	△ 4.8	4,429	23.2	13.0	3,212	15.3	△ 27.5	3,209	15.8	△ 0.1	3,427	16.3	6.8
海上	127	0.7	△ 24.9	113	0.6	△ 11.5	66	0.3	△ 41.2	91	0.5	38.0	121	0.6	32.0
傷害	5,050	27.3	3.4	5,645	29.6	11.8	9,154	43.7	62.2	8,282	40.8	△ 9.5	8,192	38.9	△ 1.1
自動車	4,415	23.9	△ 5.9	3,805	20.0	△ 13.8	3,779	18.0	△ 0.7	3,679	18.2	△ 2.6	3,683	17.5	0.1
自動車損害賠償責任	689	3.7	4.9	714	3.7	3.6	739	3.5	3.4	712	3.5	△ 3.6	677	3.2	△ 4.8
その他	4,300	23.2	3.9	4,360	22.9	1.4	4,022	19.2	△ 7.7	4,291	21.2	6.7	4,940	23.5	15.1
(うち賠償責任)	(2,205)	(11.9)	(6.2)	(2,364)	(12.4)	(7.2)	(1,911)	(9.1)	(△ 19.2)	(1,742)	(8.6)	(△ 8.9)	(1,917)	(9.1)	(10.1)
合計	18,507	100.0	△ 0.8	19,068	100.0	3.0	20,975	100.0	10.0	20,267	100.0	△ 3.4	21,042	100.0	3.8

(注) 正味収入保険料：元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料（含む積立保険料）の推移

(単位：百万円)

年度 種目	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	16,899	31.4	11.7	19,002	34.6	12.4	19,580	35.8	3.0	16,876	33.2	△ 13.8	17,752	33.9	5.2
海上	379	0.7	9.8	472	0.9	24.7	485	0.9	2.6	589	1.2	21.4	657	1.2	11.5
傷害	14,476	26.9	△ 2.7	14,983	27.2	3.5	14,549	26.6	△ 2.9	12,752	25.1	△ 12.3	12,780	24.4	0.2
自動車	9,868	18.3	△ 5.5	9,197	16.7	△ 6.8	8,760	16.0	△ 4.7	8,220	16.2	△ 6.2	8,218	15.7	0.0
自動車損害賠償責任	333	0.6	2.4	293	0.5	△ 12.0	265	0.5	△ 9.7	244	0.5	△ 7.8	232	0.4	△ 5.0
その他	11,875	22.1	△ 1.7	11,078	20.1	△ 6.7	11,085	20.2	0.1	12,106	23.8	9.2	12,781	24.4	5.6
(うち賠償責任)	(5,126)	(9.5)	(6.1)	(4,961)	(9.0)	(△ 3.2)	(5,171)	(9.4)	(4.2)	(5,518)	(10.9)	(6.7)	(5,575)	(10.6)	(1.0)
合計	53,832	100.0	1.2	55,028	100.0	2.2	54,726	100.0	△ 0.5	50,790	100.0	△ 7.2	52,422	100.0	3.2
従業員一人あたり元受正味保険料（含む積立保険料）	93	—	0.1	94	—	1.3	97	—	3.2	94	—	△ 2.9	99	—	5.0

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
2. 従業員一人あたり元受正味保険料（含む積立保険料）：元受保険料（含む積立保険料）÷従業員数

③ 受再正味保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	1,220	42.9	△ 11.4	1,206	42.5	△ 1.1	1,347	30.6	11.7	1,464	33.3	8.6	1,504	34.0	2.7
海上	52	1.8	△ 2.4	34	1.2	△ 33.9	33	0.8	△ 3.9	36	0.8	10.1	34	0.8	△ 4.2
傷害	203	7.2	△ 17.1	190	6.7	△ 6.5	1,499	34.1	689.1	1,547	35.2	3.2	1,457	32.9	△ 5.8
自動車	5	0.2	8.0	5	0.2	△ 11.6	4	0.1	△ 3.8	4	0.1	△ 10.6	4	0.1	△ 6.8
自動車損害賠償責任	567	20.0	7.5	608	21.5	7.3	658	15.0	8.1	639	14.5	△ 2.8	608	13.7	△ 4.9
その他	793	27.9	19.9	791	27.9	△ 0.3	855	19.4	8.0	708	16.1	△ 17.2	818	18.5	15.7
(うち賠償責任)	(656)	(23.1)	(△ 0.4)	(700)	(24.7)	(6.8)	(700)	(15.9)	(0.0)	(604)	(13.7)	(△ 13.7)	(662)	(15.0)	(9.6)
合計	2,842	100.0	△ 1.0	2,836	100.0	△ 0.2	4,398	100.0	55.0	4,400	100.0	0.0	4,428	100.0	0.6

(注) 受再正味保険料：受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

④支払再保険料の推移

(単位:百万円)

年度 種目	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	14,195	37.2	14.6	15,779	40.7	11.2	17,715	46.4	12.3	15,130	43.4	△14.6	15,829	44.2	4.6
海上	303	0.8	32.8	394	1.0	29.9	451	1.2	14.7	534	1.5	18.2	571	1.6	6.9
傷害	9,590	25.2	△5.5	9,523	24.6	△0.7	6,892	18.1	△27.6	6,017	17.2	△12.7	6,045	16.9	0.5
自動車	5,458	14.3	△5.2	5,397	13.9	△1.1	4,986	13.1	△7.6	4,544	13.0	△8.9	4,538	12.7	△0.1
自動車損害賠償責任	211	0.6	7.7	187	0.5	△11.1	184	0.5	△1.7	172	0.5	△6.6	163	0.4	△5.4
その他	8,368	21.9	△2.8	7,510	19.3	△10.3	7,918	20.7	5.4	8,523	24.4	7.6	8,659	24.2	1.6
(うち賠償責任)	(3,577)	(9.4)	(4.8)	(3,298)	(8.5)	(△7.8)	(3,960)	(10.4)	(20.1)	(4,381)	(12.5)	(10.6)	(4,320)	(12.1)	(△1.4)
合計	38,126	100.0	2.2	38,792	100.0	1.7	38,148	100.0	△1.7	34,922	100.0	△8.5	35,807	100.0	2.5

(注) 支払再保険料：出再保険料から出再返戻金を控除したものをいいます。

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国内契約	99.2%	99.5%	99.3%	99.3%	99.3%
海外契約	0.8%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%

(注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑥出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合 (%)
平成 27 年度	28 (5)	94% (100%)
平成 26 年度	27 (6)	94% (100%)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象としています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑦出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他(格付なし・不明・BB 以下)	合計
平成 27 年度	93% (100%)	—	7% (0%)	100% (100%)
平成 26 年度	93% (100%)	—	7% (0%)	100% (100%)

(注) 1. 特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
<格付区分の方法>
① S&P 社の格付けを使用し、同社の格付けがない場合は Moody's 社もしくは A.M.Best 社の格付けを使用しています。
② 上記 3 社のいずれの格付けもない場合は「その他(格付なし・不明・BB 以下)」に区分しています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(2) 解約返戻金

(単位:百万円)

年度 種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
火災	667	944	1,322	1,172	1,146
海上	—	0	0	1	1
傷害	152	133	118	114	109
自動車	167	153	154	162	171
自動車損害賠償責任	0	0	0	0	0
その他	351	303	255	217	200
(うち賠償責任)	(43)	(49)	(77)	(52)	(64)
合計	1,338	1,534	1,852	1,668	1,628

(3) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保険引受収益		21,275	19,106	21,205	20,873	21,453
保険引受費用		10,925	8,503	9,581	9,267	9,471
営業費および一般管理費		11,145	11,214	11,016	11,009	10,375
その他収支		△ 51	3	5	3	15
保険引受利益		△ 847	△ 607	613	600	1,622

(注) 1. 営業費および一般管理費は、損益計算書における「営業費および一般管理費」のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

(4) 保険金の推移

① 正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	3,401	32.0	90.7	1,565	19.6	40.1	1,154	15.0	44.1	1,258	15.8	46.9	1,283	16.4	44.2
海上	191	1.8	162.0	153	1.9	150.6	105	1.4	176.3	51	0.7	71.4	28	0.4	35.4
傷害	2,045	19.2	47.3	1,704	21.3	35.8	2,256	29.4	28.2	2,756	34.4	37.7	2,622	33.5	36.0
自動車	2,629	24.8	71.8	2,334	29.3	74.0	2,031	26.5	66.5	1,881	23.6	64.5	1,829	23.4	61.7
自動車損害賠償責任	753	7.1	111.7	754	9.4	107.8	735	9.6	101.6	710	8.9	101.5	681	8.7	102.3
その他	1,606	15.1	44.7	1,481	18.5	40.9	1,383	18.1	42.8	1,320	16.6	39.2	1,377	17.6	34.7
(うち賠償責任)	(864)	(8.1)	(45.3)	(830)	(10.4)	(41.3)	(724)	(9.5)	(46.3)	(589)	(7.4)	(44.9)	(507)	(6.5)	(36.3)
合計	10,628	100.0	64.9	7,994	100.0	49.0	7,666	100.0	43.4	7,979	100.0	46.7	7,822	100.0	43.7

(注) 1. 正味支払保険金：元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

② 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	11,508	41.0	104.3	5,488	27.4	△ 52.3	3,646	21.3	△ 33.6	4,781	27.2	31.1	5,151	28.7	7.7
海上	347	1.2	△ 14.8	333	1.6	△ 4.1	261	1.5	△ 21.5	183	1.0	△ 29.9	130	0.7	△ 28.7
傷害	5,625	20.1	△ 8.0	4,934	24.6	△ 12.3	4,872	28.5	△ 1.2	4,454	25.3	△ 8.6	3,816	21.2	△ 14.3
自動車	6,025	21.5	△ 5.1	5,446	27.2	△ 9.6	4,678	27.3	△ 14.1	4,345	24.7	△ 7.1	4,281	23.8	△ 1.5
自動車損害賠償責任	399	1.4	△ 24.8	334	1.7	△ 16.3	340	2.0	1.6	249	1.4	△ 26.5	178	1.0	△ 28.5
その他	4,142	14.8	3.6	3,509	17.5	△ 15.3	3,330	19.4	△ 5.1	3,583	20.4	7.6	4,421	24.6	23.4
(うち賠償責任)	(2,140)	(7.6)	(16.0)	(1,759)	(8.8)	(△ 17.8)	(1,734)	(10.1)	(△ 1.4)	(1,923)	(10.9)	(10.9)	(2,731)	(15.2)	(42.0)
合計	28,050	100.0	21.8	20,047	100.0	△ 28.5	17,129	100.0	△ 14.6	17,597	100.0	2.7	17,980	100.0	2.2

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

③受再正味保険金

(単位: 百万円)

年度 種目	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	2,510	70.8	2,814.2	260	20.3	△ 89.6	471	28.2	81.2	343	20.9	△ 27.2	147	9.7	△ 57.1
海上	19	0.6	△ 54.9	12	0.9	△ 38.5	0	0.0	△ 99.9	1	0.1	11,440.3	8	0.5	344.4
傷害	154	4.3	△ 59.5	105	8.2	△ 32.0	337	20.2	221.2	448	27.2	32.9	528	34.9	17.9
自動車	4	0.1	△ 2.1	4	0.4	△ 0.3	5	0.3	25.3	2	0.2	△ 50.3	3	0.3	30.2
自動車損害賠償責任	753	21.2	4.5	754	58.8	0.1	735	43.9	△ 2.5	710	43.1	△ 3.4	681	45.1	△ 4.0
その他	104	3.0	5.1	146	11.4	40.1	123	7.4	△ 15.7	139	8.5	12.7	143	9.5	2.6
(うち賠償責任)	(102)	(2.9)	(3.8)	(143)	(11.2)	(40.5)	(116)	(7.0)	(△ 18.6)	(110)	(6.7)	(△ 5.2)	(116)	(7.7)	(5.2)
合計	3,548	100.0	165.2	1,283	100.0	△ 63.8	1,674	100.0	30.4	1,647	100.0	△ 1.6	1,513	100.0	△ 8.1

(注) 受再正味保険金: 受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

④回収再保険金

(単位: 百万円)

年度 種目	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	10,617	50.6	134.4	4,183	31.4	△ 60.6	2,964	26.6	△ 29.1	3,866	34.3	30.5	4,015	34.4	3.9
海上	175	0.9	△ 22.4	191	1.4	9.2	156	1.4	△ 18.5	133	1.2	△ 14.7	110	1.0	△ 17.3
傷害	3,734	17.8	△ 9.9	3,334	25.0	△ 10.7	2,954	26.5	△ 11.4	2,146	19.1	△ 27.3	1,722	14.8	△ 19.7
自動車	3,400	16.2	△ 4.2	3,116	23.4	△ 8.4	2,652	23.8	△ 14.9	2,466	21.9	△ 7.0	2,456	21.0	△ 0.4
自動車損害賠償責任	399	1.9	△ 24.8	334	2.5	△ 16.3	340	3.1	1.6	249	2.2	△ 26.5	178	1.5	△ 28.5
その他	2,640	12.6	1.2	2,175	16.3	△ 17.6	2,070	18.6	△ 4.8	2,401	21.3	16.0	3,187	27.3	32.7
(うち賠償責任)	(1,378)	(6.6)	(18.4)	(1,072)	(8.0)	(△ 22.2)	(1,126)	(10.1)	(5.0)	(1,444)	(12.8)	(28.2)	(2,340)	(20.1)	(62.0)
合計	20,969	100.0	34.5	13,336	100.0	△ 36.4	11,137	100.0	△ 16.5	11,264	100.0	1.1	11,670	100.0	3.6

(注) 回収再保険金: 出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

⑤未収再保険金の推移

(単位: 百万円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 年度開始時の未収再保険金	2,124 (65)	1,764 (84)	1,938 (97)	1,844 (92)	1,583 (91)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	13,841 (479)	12,873 (506)	10,767 (584)	10,984 (575)	11,476 (545)
3 当該年度回収等	14,201 (460)	12,698 (492)	10,861 (590)	11,245 (576)	10,082 (551)
4 1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	1,764 (84)	1,938 (97)	1,844 (92)	1,583 (91)	2,977 (85)

(注) 1. 地震保険、自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りません。)

(5) 正味事業費率の推移

(単位: 百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保険引受に係る事業費		9,473	9,665	10,600	10,745	9,577
(保険引受に係る営業費および一般管理費)		(11,145)	(11,214)	(11,016)	(11,009)	(10,375)
(諸手数料および集金費)		(△ 1,672)	(△ 1,548)	(△ 415)	(△ 263)	(△ 798)
正味事業費率		51.2%	50.7%	50.5%	53.0%	45.5%

(注) 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	44.1	72.5	116.6	46.9	74.9	121.8	44.2	54.3	98.5
海上	176.3	79.3	255.6	71.4	54.3	125.7	35.4	14.7	50.1
傷害	28.2	56.3	84.5	37.7	63.0	100.7	36.0	58.7	94.7
自動車	66.5	46.3	112.8	64.5	44.5	109.0	61.7	39.3	101.0
自動車損害賠償責任	101.6	13.6	115.2	101.5	12.8	114.3	102.3	12.8	115.1
その他	42.8	30.1	72.9	39.2	31.4	70.6	34.7	27.5	62.2
(うち賠償責任)	(46.3)	(33.4)	(79.7)	(44.9)	(29.8)	(74.7)	(36.3)	(25.8)	(62.1)
合計	43.4	50.5	93.9	46.7	53.0	99.7	43.7	45.5	89.2

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率=(諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	13.5	44.9	58.4	28.6	46.5	75.1	28.6	50.6	79.2
海上	62.3	32.2	94.5	11.1	35.1	46.2	17.1	26.2	43.3
傷害	32.0	50.9	82.9	32.1	49.9	82.0	28.9	50.9	79.8
(医療)	(29.3)	—	—	(28.3)	—	—	(27.6)	—	—
(がん)	(53.7)	—	—	(2.3)	—	—	(35.2)	—	—
(介護)	(—)	—	—	(—)	—	—	(—)	—	—
(その他)	(32.5)	—	—	(33.1)	—	—	(29.3)	—	—
自動車	62.9	41.3	104.2	54.1	41.2	95.3	48.6	40.5	89.1
その他	39.6	38.2	77.8	26.9	38.7	65.6	43.2	39.0	82.2
(うち賠償責任)	(51.6)	(39.3)	(90.9)	(25.8)	(39.0)	(64.8)	(60.9)	(39.7)	(100.6)
合計	32.6	44.5	77.1	32.9	44.8	77.7	35.2	45.9	81.1

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率=(支払諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

(8) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1 % ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の減少額	平成 26 年度	206 百万円 (注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 100 百万円
	平成 27 年度	201 百万円 (注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 100 百万円

(9) 積立保険（貯蓄型保険）の契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払するとともに、保険期間中の運用が予定を上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払しています。

平成 28 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までに満期を迎えた積立普通傷害保険のご契約については、運用利回りが予定の利回りを超えなかったため、契約者配当金をお支払しておりません。

I-3 資産の運用

(1) 資産の運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるために、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目標としています。

(2) 運用資産の推移

(単位：百万円)

区分	年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%		%
預貯金	5,143	11.3	4,692	10.1	5,225	10.8	5,902	11.9	5,678	11.1		
コールローン	537	1.2	49	0.1	292	0.6	1,425	2.9	—	—		
有価証券	32,437	71.4	34,487	74.5	35,025	72.2	35,190	70.7	37,381	73.2		
貸付金	23	0.1	23	0.1	30	0.1	—	—	—	—		
土地・建物	520	1.1	519	1.1	618	1.3	335	0.7	300	0.6		
運用資産計	38,662	85.1	39,772	85.9	41,191	85.0	42,852	86.2	43,360	84.9		
総資産	45,440	100.0	46,284	100.0	48,488	100.0	49,743	100.0	51,058	100.0		

(3) 利息および配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）の推移

(単位：百万円)

区分	年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
		%		%		%		%		%		%
預貯金	0	0.00	0	0.02	1	0.02	0	0.01	0	0.00		
コールローン	0	0.08	0	0.08	0	0.05	0	0.02	0	0.01		
有価証券	215	0.65	180	0.54	164	0.48	135	0.39	111	0.31		
(公社債)	(117)	(0.45)	(97)	(0.37)	(87)	(0.33)	(73)	(0.27)	(58)	(0.21)		
(株式)	(10)	(1.49)	(11)	(1.49)	(12)	(1.62)	(13)	(1.82)	(15)	(2.21)		
(外国証券)	(86)	(1.33)	(72)	(1.16)	(65)	(0.98)	(48)	(0.69)	(37)	(0.48)		
(その他の証券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
貸付金	0	2.05	0	1.91	0	1.20	0	2.49	—	—		
土地・建物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小計	216	0.55	182	0.47	165	0.41	136	0.33	111	0.26		
その他	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	223	—	182	—	165	—	136	—	111	—		

(注) 1. 収入金額は、損益計算書における「利息および配当金収入」の金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローンについては日々の残高の平均に基づいて算出しています。

(4) 資産運用利回り（実現利回り）の推移

1. 資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標

分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り

- 分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高

2. [参考] 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標

分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り

- 分子＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額*－前期末評価差額*)
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額*
- * 税効果控除前の金額によります。

資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円)

区分	年度 平成 26 年度			平成 27 年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
			%			%
預貯金	6	4,709	0.13	0	5,803	0.00
コールローン	0	793	0.02	0	575	0.01
有価証券	524	35,086	1.50	190	36,150	0.53
(公社債)	(87)	(27,311)	(0.32)	(58)	(27,644)	(0.21)
(株式)	(△ 28)	(744)	(△ 3.84)	(93)	(705)	(13.22)
(外国証券)	(465)	(7,030)	(6.63)	(37)	(7,801)	(0.49)
(その他の証券)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
貸付金	0	3	2.49	－	－	－
土地・建物	－	344	－	－	317	－
金融派生商品	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合計	531	40,938	1.30	190	42,847	0.44

[参考] 時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	年度 平成 26 年度			平成 27 年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
			%			%
預貯金	6	4,709	0.13	0	5,803	0.00
コールローン	0	793	0.02	0	575	0.01
有価証券	322	35,863	0.90	556	36,725	1.51
(公社債)	(86)	(27,394)	(0.32)	(125)	(27,725)	(0.45)
(株式)	(130)	(1,009)	(12.95)	(397)	(1,130)	(35.18)
(外国証券)	(105)	(7,459)	(1.42)	(33)	(7,869)	(0.42)
(その他の証券)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
貸付金	0	3	2.49	－	－	－
土地・建物	－	344	－	－	317	－
金融派生商品	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合計	329	41,714	0.79	556	43,422	1.28

(5) 海外投融資残高と利回りの推移

(単位: 百万円)

区分	年度	平成 23 年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)		平成 24 年度 (平成 25 年 3 月 31 日現在)		平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)		平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
			%		%		%		%		%
外貨建	外国公社債	264	3.6	84	1.0	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	1,284	17.6	1,769	20.7	1,873	20.0	—	—	—	—
	計	1,548	21.2	1,854	21.7	1,873	20.0	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	4,291	58.7	5,035	58.9	5,838	62.3	5,524	56.5	6,025	61.6
	その他	1,464	20.1	1,664	19.4	1,664	17.7	4,258	43.5	3,755	38.4
	計	5,756	78.8	6,699	78.3	7,503	80.0	9,783	100.0	9,781	100.0
合計		7,305	100.0	8,554	100.0	9,376	100.0	9,783	100.0	9,781	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)		1.05		0.90		0.72		0.54		0.35
	資産運用利回り (実現利回り)		0.49		1.58		1.06		5.23		0.36
	(参考) 時価総合利回り		1.97		5.57		2.44		1.18		0.31

(注) 各利回りの計算方法については、P.64 [利息および配当金収入と運用資産利回り (インカム利回り) の推移] および P.65 [資産運用利回り (実現利回り) の推移] の説明をご参照ください。

I-4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	年度	平成 26 年度	平成 27 年度
単体ソルベンシー・マージン総額	(A)	18,384	20,396
資本金または基金等		2,811	3,822
価格変動準備金		38	48
危険準備金		13	13
異常危険準備金		14,996	15,659
一般貸倒引当金		5	5
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前)		517	846
土地含み損益		—	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに 算入されない額		—	—
意図的保有による控除額		—	—
その他		1	0
単体リスクの合計額	(B)	3,524	3,583
$\{ \sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6 \}$			
(一般保険リスク R ₁)	* 1	1,968	1,979
(第三分野保険の保険リスク R ₂)	* 1	0	0
(予定利率リスク R ₃)	* 2	6	6
(資産運用リスク R ₄)	* 3	1,394	1,481
(経営管理リスク R ₅)	* 4	130	133
(巨大災害リスク R ₆)	* 5	976	973
単体ソルベンシー・マージン比率	(C)	1043.3%	1138.5%
$C = \{ [A] / \{ [B] \times 1/2 \} \} \times 100$			

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第 86 条(単体ソルベンシー・マージン)および第 87 条(単体リスク)ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

◆単体ソルベンシー・マージン比率

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度末(平成 24 年 3 月 31 日)から算出に係る法令等が改正されています。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)
: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 予定利率上の危険(予定利率リスク): 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 4 経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1~*3および*5以外のもの
 - * 5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

II 経理の状況

II-1 計算書類

(i) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	科目	年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
		金額	金額			金額	金額
【資産の部】				【負債の部】			
現金および預貯金		5,905	5,681	保険契約準備金		32,628	33,298
現金		2	2	支払備金		5,945	5,585
預貯金		5,902	5,678	責任準備金		26,683	27,712
コールローン		1,425	—	その他負債		8,954	8,581
有価証券		35,190	37,381	共同保険借		119	195
国債		20,020	13,499	再保険借		466	385
地方債		—	421	外国再保険借		3,068	2,905
社債		6,919	14,424	未払法人税等		590	546
株式		1,132	1,418	預り金		95	85
外国証券		7,118	7,616	未払金		2,104	2,627
有形固定資産		942	771	仮受金		1,989	1,406
建物		335	300	リース債務		520	429
リース資産		510	400	退職給付引当金		4,633	4,355
その他の有形固定資産		96	70	役員退職慰労引当金		33	42
無形固定資産		615	700	賞与引当金		233	234
ソフトウェア		615	684	特別法上の準備金		38	48
リース資産		—	15	価格変動準備金		38	48
その他の無形固定資産		0	0				
その他資産		5,571	6,492	負債の部合計		46,522	46,560
未収保険料		17	105	【純資産の部】			
代理店貸		1,328	1,027	資本金		8,150	8,150
共同保険貸		141	63	資本剰余金		5,150	5,150
再保険貸		307	342	資本準備金		5,150	5,150
外国再保険貸		1,622	2,995	利益剰余金		△ 10,488	△ 9,477
未収金		1,015	961	その他利益剰余金		△ 10,488	△ 9,477
未収収益		20	24	繰越利益剰余金		△ 10,488	△ 9,477
預託金		521	447	株主資本合計		2,811	3,822
仮払金		597	525	その他有価証券評価差額金		409	676
繰延税金資産		108	41	評価・換算差額等合計		409	676
貸倒引当金		△ 15	△ 10				
				純資産の部合計		3,221	4,498
資産の部合計		49,743	51,058	負債および純資産の部合計		49,743	51,058

貸借対照表（平成 27 年度）の注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っております。
2. 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定率法により行っております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産（リース資産を除く）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
4. 貸倒引当金は、当社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。全ての債権は、資産査定および償却・引当処理規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果および償却・引当状況を監査しております。
5. 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌年から費用処理しております。
6. 役員退職慰労引当金は役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末支給見込額を計上しております。
7. 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
8. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。
9. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
10. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
11. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか事務機器および乗用車の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
12. 有形固定資産の減価償却累計額は 515 百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額は 1,234 百万円、金銭債務は 411 百万円であります。
14. 関係会社株式の額は 280 百万円であります。
15. 繰延税金資産の総額は 5,932 百万円、繰延税金負債の総額は 264 百万円あります。また、繰延税金資産から評価性引当金額として控除した額は 5,626 百万円あります。繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、責任準備金 4,083 百万円、退職給付引当金 1,226 百万円あります。
16. 法人税の税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正は以下のとおりであります。
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなったことに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 28.77% から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度および平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 28.16% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 27.92% となっております。この税率変更により、法人税等調整額は 6 百万円増加し、当期純利益は 6 百万円減少しております。また、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が減少しておりますが影響額は軽微です。
17. 支払備金は、当期末において既に発生したまたは発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づき補償するに必要と認められる金額を保険業法第 117 条、同施行規則第 72 条および第 73 条に基づき計上しております。
18. 責任準備金は、将来発生する可能性のある損害および異常災害損失の補償、ならびに将来支払期日が到来する払戻金および返戻金等の支払に充てるなど保険契約上の責任遂行のため、保険業法第 116 条、同施行規則第 70 条および第 71 条の規定に基づき計上しております。
19. 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金	
支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掛ける保険を除く）	13,290 百万円
同上にかかる出再支払備金	7,986 百万円
差引（イ）	5,303 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	281 百万円
計（イ+ロ）	5,585 百万円
(2) 責任準備金	
普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	30,270 百万円
同上にかかる出再責任準備金	19,736 百万円
差引（イ）	10,534 百万円
その他の責任準備金（ロ）	17,178 百万円
計（イ+ロ）	27,712 百万円
20. 賞与引当金には役員分 7 百万円が含まれております。
21. 1 株あたりの純資産額は 27,597 円 71 銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額は 4,498 百万円、普通株式に係る期末の純資産額は 4,498 百万円、1 株あたりの純資産の算定に用いられた期末の普通株式数は 163 千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。
22. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。
 - (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 5,107 百万円
勤務費用	710 百万円
利息費用	△ 32 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 64 百万円
退職給付の支払額	639 百万円
期末における退職給付債務	△ 3,853 百万円
 - (3) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△ 3,853 百万円
年金資産	- 百万円
未積立退職給付債務	△ 3,853 百万円
会計基準変更時差異の未処理額	- 百万円
未認識数理計算上の差異	448 百万円
未認識過去勤務債務	△ 950 百万円
貸借対照表計上額	△ 4,355 百万円
前払年金費用	- 百万円
退職給付引当金	△ 4,355 百万円
 - (4) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.39%
数理計算上の差異の処理年数	発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務債務の処理年数	発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。
23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
経常収益		21,682	21,881
保険引受収益		20,873	21,453
正味収入保険料		20,267	21,042
収入積立保険料		0	0
積立保険料等運用益		45	45
支払備金戻入額		204	360
責任準備金戻入額		349	—
為替差益		—	4
その他保険引受収益		6	0
資産運用収益		527	145
利息および配当金収入		136	111
有価証券売却益		427	78
為替差益		5	—
その他運用収益		3	—
積立保険料等運用益振替		△ 45	△ 45
その他経常収益		280	282
貸倒引当金戻入額		—	4
その他の経常収益		280	277
経常費用		20,469	20,002
保険引受費用		9,267	9,471
正味支払保険金		7,979	7,822
損害調査費		1,492	1,367
諸手数料および集金費		△ 263	△ 798
満期返戻金		27	47
責任準備金繰入額		—	1,029
為替差損		28	—
その他保険引受費用		2	2
資産運用費用		42	—
有価証券売却損		0	—
有価証券評価損		42	—
営業費および一般管理費		11,129	10,507
その他経常費用		29	24
支払利息		18	16
貸倒引当金繰入額		7	—
貸倒損失		—	0
その他の経常費用		4	7
経常利益 (△経常損失)		1,213	1,878
特別利益		—	1
固定資産処分益		—	1
特別損失		22	13
固定資産処分損		15	4
特別法上の準備金繰入額		6	9
価格変動準備金		6	9
税引前当期純利益 (△税引前当期純損失)		1,190	1,866
法人税および住民税		648	888
法人税等調整額		53	△ 32
法人税等合計		702	855
当期純利益 (△当期純損失)		488	1,010

損益計算書（平成 27 年度）の注記

1. 関係会社との取引による収益総額は 2,660 百万円であり、費用総額は 2,704 百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	56,850 百万円
支払再保険料	35,807 百万円
差引	21,042 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	19,493 百万円
回収再保険金	11,670 百万円
差引	7,822 百万円

(3) 諸手数料および集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料および集金費	14,810 百万円
出再保険手数料	15,608 百万円
差引	△ 798 百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ) に掲げる保険を除く）	△ 968 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 622 百万円
差引（イ）	△ 345 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	△ 14 百万円
計（イ+ロ）	△ 360 百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	681 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	238 百万円
差引（イ）	442 百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	586 百万円
計（イ+ロ）	1,029 百万円

(6) 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
コールローン利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	111 百万円
計	111 百万円

3. 1株あたりの当期純利益は 6,201 円 13 銭であります。算定上の基礎である当期純利益は 1,010 百万円
普通株式に係る当期純利益は 1,010 百万円、普通株式の期中平均株式数は 163 千株であります。

4. 退職給付関係

損害調査費並びに営業費および一般管理費として計上した退職給付費用は 361 百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	248 百万円
利息費用	32 百万円
期待運用収益	－百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
数理計算上の差異の費用処理額	88 百万円
過去勤務債務の費用処理額	△ 8 百万円
計	361 百万円

5. 関連当事者との重要な取引は下記の通りです。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関係会社の 子会社	ACE Tempest Reinsurance Ltd.	なし	出再保険取引 (注)	出再保険料	25,794	外国再保険貸	1,562
				出再手数料	13,083	外国再保険借	1,851
				出再保険金	8,991		

(取引条件および取引条件の決定方針)

(注) 価格その他の取引条件は、再保険市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

6. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,150	5,150	5,150	△ 10,977	△ 10,977	2,322	538	538	2,861
当期変動額									
当期純利益 (△当期純損失)				488	488	488			488
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							△ 129	△ 129	△ 129
当期変動額合計				488	488	488	△ 129	△ 129	359
当期末残高	8,150	5,150	5,150	△ 10,488	△ 10,488	2,811	409	409	3,221

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,150	5,150	5,150	△ 10,488	△ 10,488	2,811	409	409	3,221
当期変動額									
当期純利益 (△当期純損失)				1,010	1,010	1,010			1,010
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							266	266	266
当期変動額合計				1,010	1,010	1,010	266	266	1,276
当期末残高	8,150	5,150	5,150	△ 9,477	△ 9,477	3,822	676	676	4,498

株主資本等変動計算書 (平成 27 年度) の注記

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当事業年度期首株式数 (千株)	163	163
当事業年度増加株式数 (千株)	—	—
当事業年度減少株式数 (千株)	—	—
当事業年度末株式数 (千株)	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

2. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 1株あたり配当等の推移

項目	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1株あたり配当額		—	—	—	—
1株あたり当期純利益		△ 3,991 円 07 銭	△ 2,235 円 81 銭	2,297 円 82 銭	2,999 円 79 銭	6,201 円 13 銭
配当性向		—	—	—	—	—
1株あたり純資産額		15,120 円 46 銭	15,570 円 28 銭	17,553 円 34 銭	19,761 円 51 銭	27,597 円 71 銭
従業員 1 人あたり総資産額		78 百万円	79 百万円	86 百万円	92 百万円	96 百万円

(注) 1. 1株あたり当期純利益は当期純利益÷期中平均株数(加重平均)により算出しております。
 2. 1株あたり純資産額は純資産額÷期末株数により算出しております。
 3. 従業員 1 人あたり総資産額は総資産額÷従業員数により算出しております。

(5) 会計監査

当社は、平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日より平成 27 年 3 月 31 日まで)および平成 27 年度(平成 27 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日まで)の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、PwC あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

II-2 資産・負債の明細

(1) 現金および預貯金の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%		%
現金	2	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1
預貯金	5,143	99.9	4,692	99.9	5,225	99.9	5,902	99.9	5,678	99.9	5,678	99.9
(郵便貯金・郵便振替)	(162)	(3.1)	(179)	(3.8)	(167)	(3.2)	(252)	(4.3)	(309)	(5.4)	(309)	(5.4)
(当座預金)	(2,832)	(55.0)	(3,241)	(69.0)	(3,276)	(62.6)	(4,065)	(68.8)	(4,023)	(70.8)	(4,023)	(70.8)
(普通預金)	(2,148)	(41.8)	(1,271)	(27.1)	(1,781)	(34.1)	(1,584)	(26.8)	(1,345)	(23.7)	(1,345)	(23.7)
(通知預金)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(定期預金)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(譲渡性預金)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	5,146	100.0	4,695	100.0	5,228	100.0	5,905	100.0	5,681	100.0	5,681	100.0

(2) 商品有価証券

該当なし

(3) 商品有価証券の平均残高および売買高

該当なし

(4) 保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%		%
国債	21,799	67.2	21,545	62.5	20,735	59.2	20,020	56.9	13,499	36.1		
地方債	110	0.4	—	—	—	—	—	—	421	1.1		
社債	3,962	12.2	5,226	15.2	5,915	16.9	6,919	19.7	14,424	38.6		
株式	850	2.6	1,182	3.4	1,006	2.9	1,132	3.2	1,418	3.8		
外国証券	5,715	17.6	6,532	18.9	7,367	21.0	7,118	20.2	7,616	20.4		
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	32,437	100.0	34,487	100.0	35,025	100.0	35,190	100.0	37,381	100.0		

(5) 保有有価証券の利回りの推移

(単位：%)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公社債	0.45	0.37	0.33	0.27	0.21
	株式	1.49	1.49	1.62	1.82	2.21
	外国証券	1.33	1.16	0.98	0.69	0.48
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.65	0.54	0.48	0.39	0.31
資産運用利回り (実現利回り)	公社債	0.57	0.40	0.52	0.32	0.21
	株式	1.48	1.50	1.67	△ 3.84	13.22
	外国証券	0.56	1.17	0.81	6.63	0.49
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.58	0.57	0.60	1.50	0.53
[参考] 時価総合利回り	公社債	0.81	0.49	0.34	0.32	0.45
	株式	4.10	35.11	△ 12.56	12.95	35.18
	外国証券	2.44	6.34	2.72	1.42	0.42
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	1.20	2.49	0.37	0.90	1.51

(注) 1. 公社債は国債、地方債および社債の合計を記載しています。

2. 各利回りの計算方法については、P.64 [利息および配当金収入と運用資産利回り (インカム利回り) の推移] および P.65 [資産運用利回り (実現利回り) の推移] の説明をご参照ください。

(6) 有価証券残存期間別残高

平成 26 年度

(単位：百万円)

区分	残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国債		6,565	6,884	6,569	—	—	—	—	20,020
地方債		—	—	—	—	—	—	—	—
社債		300	3,516	1,709	812	517	63	—	6,919
株式		—	—	—	—	—	—	1,132	1,132
外国証券		2,004	2,511	803	—	203	—	1,594	7,118
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		8,871	12,912	9,082	812	721	63	2,726	35,190

平成 27 年度

(単位：百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		3,969	6,660	2,868	—	—	—	—	13,499
地方債		—	—	421	—	—	—	—	421
社債		7,082	3,717	2,735	306	526	55	—	14,424
株式		—	—	—	—	—	—	1,418	1,418
外国証券		1,806	2,404	1,605	209	—	—	1,591	7,616
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		12,859	12,782	7,631	515	526	55	3,009	37,381

(7) 業種別保有株式の推移

区分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%
保険業	24	298	35.1	43	334	28.3	25	328	32.6	25	295	26.1	25	295	20.9
建設業	273	368	43.3	273	681	57.6	273	533	53.0	273	686	60.7	273	975	68.8
卸売業	60	75	8.9	60	59	5.0	60	46	4.6	60	52	4.6	60	67	4.8
不動産業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
サービス業	38	38	4.6	38	38	3.3	38	29	3.0	38	28	2.6	33	10	0.7
その他	2	68	8.1	2	68	5.8	2	68	6.8	2	68	6.0	2	68	4.8
合計	398	850	100.0	416	1,182	100.0	398	1,006	100.0	398	1,132	100.0	393	1,418	100.0

(注) 業種別区分は証券取引所の業種分類に準じています。

(8) 貸付金の業種別内訳と推移

(単位：百万円)

区分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%
農林・水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	30	100.0	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
小計	—	—	—	—	30	100.0	—	—	—	—
公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
約款貸付	23	100.0	23	100.0	—	—	—	—	—	—
合計	23	100.0	23	100.0	30	100.0	—	—	—	—

(注) 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じています。

(9) 貸付金残存期間別残高

該当なし

(10) 貸付金担保別内訳の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
担保貸付		—	—	—	—	—
(有価証券担保貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(不動産・動産・財団担保貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(指名債権担保貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
保証貸付		—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—
その他		—	—	30	—	—
一般貸付		—	—	30	—	—
(うち劣後特約付貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
約款貸付		23	23	—	—	—
合計		23	23	30	—	—

(11) 貸付金の使途別内訳の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
設備資金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運転資金		23	100.0	23	100.0	30	100.0	—	—	—	—
合計		23	100.0	23	100.0	30	100.0	—	—	—	—

(12) 貸付金の企業規模別内訳の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
大企業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅企業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—	30	100	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	30	100	—	—	—	—

- (注) 1. 大企業とは資本金 10 億円以上の企業をいいます。
 2. 中堅企業とは 1 の「大企業」および 3 の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3. 中小企業とは資本金 3 億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金 1 億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金 5 千万円以下の企業をいいます。)
 4. その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等をいいます。

(13) 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
土地		505	505	252	—	—
営業用		505	505	252	—	—
賃貸用		—	—	—	—	—
建物		14	13	366	335	300
営業用		14	13	366	335	300
賃貸用		—	—	—	—	—
建設仮勘定		—	—	—	—	—
営業用		—	—	—	—	—
賃貸用		—	—	—	—	—
合計		520	519	618	335	300
営業用		520	519	618	335	300
賃貸用		—	—	—	—	—
リース資産		175	173	566	510	400
その他の有形固定資産		136	114	84	96	70
有形固定資産合計		832	807	1,269	942	771

(14) 長期性資産の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
長期性資産		450	205	145	119	73

(注) 長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

(15) 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

当社では、特別勘定で処理すべき資産の保有および運用実績はありません。

(16) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
破綻先債権額		—	—	30	—	—
延滞債権額		—	—	—	—	—
3ヶ月以上延滞債権額		—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額		—	—	—	—	—
合計		—	—	30	—	—

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

- 破綻先債権
破綻先債権とは元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。
- 延滞債権
延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外のものです。
- 3ヶ月以上延滞債権
3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(17) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当なし

(18) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		—	—	30	—	—
危険債権		—	—	—	—	—
要管理債権		—	—	—	—	—
正常債権		23	23	—	—	—
合計		23	23	30	—	—

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、更正手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金（1および2に掲げる債権を除く。以下同じ）および条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1および2に掲げる債権並びに3ヶ月以上延滞貸付金を除く））です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(19) 保険契約準備金の内訳

① 支払備金の推移

(単位：百万円)

種目	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
火災		722	674	692	579	471
海上		109	122	77	52	36
傷害		1,259	1,540	2,064	2,215	2,070
自動車		1,814	1,722	1,946	1,855	1,578
自動車損害賠償責任		307	301	297	295	281
その他		1,008	999	1,071	946	1,147
(うち賠償責任)		(653)	(677)	(641)	(437)	(454)
合計		5,222	5,360	6,150	5,945	5,585

②責任準備金の推移

(単位：百万円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
火災	8,985	9,069	8,186	8,015	8,258
海上	245	210	206	211	223
傷害	8,531	8,983	9,899	9,498	9,656
自動車	2,727	2,717	2,771	2,767	2,896
自動車損害賠償責任	1,692	1,569	1,499	1,450	1,420
その他	4,722	4,675	4,469	4,740	5,256
(うち賠償責任)	(2,220)	(2,223)	(2,098)	(2,106)	(2,214)
合計	26,904	27,224	27,032	26,683	27,712

③責任準備金残高の内訳

平成 26 年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	3,920	4,089	5	—	—	8,015
海上	10	200	—	—	—	211
傷害	2,606	6,752	7	130	1	9,498
自動車	1,393	1,373	0	—	—	2,767
自動車損害賠償責任	1,450	—	—	—	—	1,450
その他	2,159	2,580	—	—	—	4,740
(うち賠償責任)	(996)	(1,110)	(—)	(—)	(—)	(2,106)
合計	11,542	14,996	13	130	1	26,683

平成 27 年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	4,018	4,234	5	—	—	8,258
海上	21	202	—	—	—	223
傷害	2,543	7,020	8	83	0	9,656
自動車	1,407	1,488	0	—	—	2,896
自動車損害賠償責任	1,420	—	—	—	—	1,420
その他	2,542	2,714	—	—	—	5,256
(うち賠償責任)	(1,068)	(1,145)	(—)	(—)	(—)	(2,214)
合計	11,955	15,659	13	83	0	27,712

(20) 責任準備金積立水準

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式または全期チルメル式
積立率	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
 2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
 3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記 (1) ~ (3) の合計額)
 (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成 8 年大蔵省告示第 48 条に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金 (保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約に限る)
 (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成 13 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約以外の保険契約で平成 13 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成 13 年 7 月 1 日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
 (3) 平成 13 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(21) 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成 23 年度	5,419	3,333	1,889	195
平成 24 年度	4,658	2,930	1,882	△ 154
平成 25 年度	4,676	2,644	2,181	△ 149
平成 26 年度	5,407	2,921	2,361	123
平成 27 年度	5,137	2,701	2,440	△ 4

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(22) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

①自動車

（単位：百万円）

事故発生年度	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	858			812			848			733			505		
1年後	787	0.917	△ 71	805	0.992	△ 6	728	0.859	△ 119	718	0.979	△ 15			
2年後	774	0.984	△ 12	748	0.929	△ 57	668	0.917	△ 60						
3年後	773	0.999	0	750	1.003	2									
4年後	786	1.017	12												
最終損害見積り額			786			750			668			718			505
累計保険金			664			596			464			324			89
支払備金			121			153			203			394			415

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 自動車保険は「対人」、「対物」、「車両」、「その他」に区分し、この内、統計的手法を採用することとなった区分は「対人」、「その他」であり、これらを集計したものを開示しております。

②傷害

（単位：百万円）

事故発生年度	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	1,831			1,673			2,297			2,270			2,156		
1年後	1,822	0.995	△ 8	1,765	1.055	91	2,406	1.047	109	2,377	1.047	106			
2年後	1,829	1.004	6	1,740	0.986	△ 24	2,360	0.981	△ 45						
3年後	1,813	0.991	△ 16	1,714	0.985	△ 26									
4年後	1,790	0.988	△ 22												
最終損害見積り額			1,790			1,714			2,360			2,377			2,156
累計保険金			1,765			1,653			2,193			2,075			1,009
支払備金			25			61			166			302			1,147

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 傷害保険については「普通傷害」、「積立」に区分し、この内、統計的手法を採用することとなった区分は「普通傷害」のみであり、これを開示しております。

③賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	803			730			601			347			364		
1年後	761	0.948	△41	692	0.947	△38	596	0.992	△4	390	1.125	43			
2年後	742	0.975	△19	676	0.977	△15	600	1.006	3						
3年後	742	1.001	0	696	1.030	20									
4年後	748	1.007	5												
最終損害見積り額			748			696			600			390			364
累計保険金			707			680			538			326			206
支払備金			40			16			62			64			158

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

(23) 引当金明細表

平成 26 年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成 25 年度末 残高	平成 26 年度 増加額	平成 26 年度減少額		平成 26 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		4	5	—	4	5	(注) 参照
個別貸倒引当金		32	6	30	0	9	
退職給付引当金		4,493	741	601	—	4,633	
役員退職慰労引当金		118	17	102	—	33	
賞与引当金		229	233	229	—	233	
価格変動準備金		31	6	—	—	38	
合計		4,911	1,012	964	5	4,954	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

平成 27 年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度末 残高	平成 27 年度 増加額	平成 27 年度減少額		平成 27 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		5	5	—	5	5	(注) 参照
個別貸倒引当金		9	4	0	8	4	
退職給付引当金		4,633	361	639	—	4,355	
役員退職慰労引当金		33	8	—	—	42	
賞与引当金		233	234	233	—	234	
価格変動準備金		38	9	—	—	48	
合計		4,954	623	873	13	4,691	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

(24) 貸付金償却

(単位：百万円)

区分	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
償却額		—	30	—

(注) 上記の金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除する前の金額です。

II-3 損益の明細

(1) 事業費（含む損害調査費）の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費		6,217	6,507	6,554	6,802	6,456
物件費		6,128	5,879	5,720	5,552	5,167
税金		278	275	281	268	250
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金		—	—	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金		5	—	—	—	—
諸手数料および集金費		△ 1,672	△ 1,548	△ 415	△ 263	△ 798
合計		10,956	11,113	12,140	12,358	11,076

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費および一般管理費ならびに諸手数料および集金費の合計です。

(2) 有価証券売却益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公社債		29	7	50	10	0
株式		—	0	9	—	77
外国証券		—	90	2	417	0
合計		29	97	62	427	78

(3) 有価証券売却損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公社債		—	—	—	—	—
株式		—	0	—	—	—
外国証券		18	—	—	0	—
合計		18	0	—	0	—

(4) 有価証券評価損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公社債		—	—	—	—	—
株式		0	—	9	42	—
外国証券		—	—	—	—	—
合計		0	—	9	42	—

(5) 有形固定資産処分益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
土地・建物		—	—	—	—	—
リース資産		—	—	—	—	1
その他の有形固定資産		—	1	—	—	—
合計		—	1	—	—	1

(6) 有形固定資産処分損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
土地・建物		—	—	38	14	3
リース資産		—	—	—	—	—
その他の有形固定資産		11	1	10	0	1
合計		11	1	49	15	4

(7) 減価償却費明細表

平成 26 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成 26 年度償却額	償却累計額	平成 26 年度末残高	償却累計率
有形固定資産	1,394	233	452	942	% 32.5
建物	472	54	137	335	29.1
リース資産	742	140	232	510	31.3
その他の有形固定資産	179	37	83	96	46.3
無形固定資産	2,274	219	1,715	558	75.4
合計	3,669	452	2,168	1,500	

平成 27 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成 27 年度償却額	償却累計額	平成 27 年度末残高	償却累計率
有形固定資産	1,286	207	515	771	% 40.0
建物	478	49	177	300	37.2
リース資産	638	130	237	400	37.2
その他の有形固定資産	170	27	99	70	58.8
無形固定資産	2,432	217	1,933	498	79.5
合計	3,719	425	2,448	1,270	

(注) 本表に記載している無形固定資産は、ソフトウェア（未稼働のものを除く）とリース資産です。

II-4 時価情報等

(1) 有価証券に係る時価情報

① 売買目的有価証券	該当なし
② 満期保有目的の債券で時価のあるもの	該当なし
③ 子会社株式で時価のあるもの	該当なし

④その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度			平成 27 年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	19,687	19,783	96	25,563	25,713	149
	株式	314	739	425	314	1,043	729
	外国証券	6,549	6,618	68	6,150	6,218	67
	小計	26,551	27,141	589	32,028	32,974	946
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債※	7,171	7,156	△ 14	2,634	2,632	△ 1
	株式※	—	—	—	—	—	—
	外国証券※	500	499	0	1,402	1,398	△ 4
	小計	7,671	7,656	△ 15	4,037	4,031	△ 5
合計		34,222	34,797	574	36,065	37,006	941

※その他有価証券で時価のあるものについて

平成 26 年度・平成 27 年度において減損処理を行った有価証券はありません。

なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、期末日の時価が取得原価に比べて 30%以上下落したものを対象としています。

⑤売却した満期保有目的の債券

該当なし

⑥売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)			平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)		
		売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他有価証券		2,588	427	0	516	78	—

⑦時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当なし

(2) 子会社株式

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度
株式		280	280

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公社債		—	—
株式		113	94
外国証券		—	—
合計		113	94

⑧その他有価証券のうち満期があるものの決算日後の償還予定

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)				平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)			
		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国債		6,565	13,454	—	—	3,969	9,529	—	—
地方債		—	—	—	—	—	421	—	—
社債		300	5,225	1,329	63	7,082	6,452	833	55
外国証券		2,004	3,315	203	—	1,806	4,009	209	—
合計		8,871	21,995	1,533	63	12,859	20,414	1,042	55

(2) 金銭の信託に係る時価情報

該当なし

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）に係る時価情報

該当なし

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引に係る時価情報

該当なし

(5) 先物外国為替取引に係る時価情報

該当なし

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（下記7に掲げるものを除く。）に係る時価情報

該当なし

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）に係る時価情報

該当なし

III 企業集団等の状況

III-1 事業の概況（連結）

業績

当決算期における日本経済は、輸出の伸びの鈍化や個人消費の弱さがあるものの、昨年に続き堅調な企業業績や雇用情勢により緩やかな回復を持続しています。引き続き回復基調が期待されるものの、中国経済の停滞等の世界経済リスク、および国内におけるマイナス金利や消費税引き上げの延期等が与える影響が懸念されます。

このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が19億4千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10億5千2百万円となりました。

連結キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に当期純利益の増加により、前連結会計年度に比べて15億1千1百万円減少し、3億4千7百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより18億9百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済により、1億2千9百万円の支出となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて15億9千万円減少し、61億9千5百万円となりました。

III-2 主要な経営指標等の推移（連結）

（単位：百万円）

項目	連結会計年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
連結経常収益		21,792	19,733	21,809	21,848	22,051
連結正味収入保険料		18,676	19,241	21,143	20,429	21,209
連結経常利益（△損失）		△ 621	△ 317	873	1,276	1,941
親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失）* 1		△ 699	△ 373	401	532	1,052
連結包括利益		△ 550	64	△ 480	759	2,294
連結純資産額		2,384	2,449	1,968	2,728	5,022
連結総資産額		45,609	46,491	48,734	50,024	51,386
連結ベース1株あたり純資産額		14,628 円 60 銭	15,024 円 65 銭	12,076 円 91 銭	16,737 円 92 銭	30,815 円 29 銭
連結ベース1株あたり当期純利益		△ 4,291 円 85 銭	△ 2,289 円 58 銭	2,460 円 62 銭	3,264 円 83 銭	6,457 円 51 銭
自己資本比率		5.23%	5.27%	4.04%	5.45%	9.77%
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,481	616	1,896	1,858	347
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,595	△ 1,298	△ 1,218	200	△ 1,809
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 96	△ 95	△ 113	△ 135	△ 129
現金および現金同等物の期末残高		5,973	5,250	5,856	7,786	6,195
従業員数		600 名	603 名	581 名	555 名	547 名
連結ソルベンシー・マージン比率* 2		771.9%	935.7%	1018.8%	1026.0%	1180.6%

* 1 会計基準の改正に則り名称を変更しております。

* 2 連結ソルベンシー・マージン比率は、平成 23 年度から開示しております。

III-3 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	科目	年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
		金額	金額			金額	金額
【資産の部】				【負債の部】			
現金および預貯金		6,531	6,365	保険契約準備金		32,848	33,522
コールローン		1,425	—	支払備金		5,966	5,604
有価証券		34,910	37,101	責任準備金等		26,881	27,917
有形固定資産		944	777	その他負債		9,012	8,635
建物		336	301	外国再保険借		3,068	2,905
リース資産		510	400	未払法人税等		605	555
その他の有形固定資産		98	74	未払金		2,144	2,668
無形固定資産		615	700	その他の負債		3,194	2,505
ソフトウェア		615	684	退職給付に係る負債		5,122	3,875
リース資産		—	15	役員退職慰労引当金		33	42
その他の無形固定資産		0	0	賞与引当金		239	238
その他資産		5,503	6,410	特別法上の準備金		38	48
外国再保険貸		1,622	2,995	価格変動準備金		38	48
その他の資産		3,881	3,414				
繰延税金資産		108	41	負債の部合計		47,296	46,363
貸倒引当金		△ 15	△ 10	【純資産の部】			
				資本金		8,150	8,150
				資本剰余金		5,150	5,150
				利益剰余金		△ 10,507	△ 9,455
				株主資本合計		2,792	3,844
				その他有価証券評価差額金		409	676
				退職給付に係る調整累計額		△ 473	501
				その他の包括利益累計額合計		△ 63	1,178
				純資産の部合計		2,728	5,022
資産の部合計		50,024	51,386	負債および純資産の部合計		50,024	51,386

(2) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
経常収益		21,848	22,051
保険引受収益		21,038	21,620
正味収入保険料		20,429	21,209
収入積立保険料		0	0
積立保険料等運用益		45	45
支払備金戻入額		209	360
責任準備金等戻入額		346	—
その他保険引受収益		6	5
資産運用収益		527	145
利息および配当金収入		136	111
有価証券売却益		427	78
その他運用収益		9	—
積立保険料等運用益振替		△ 45	△ 45
その他経常収益		282	285
その他の経常収益		282	285
経常費用		20,571	20,110
保険引受費用		9,066	9,284
正味支払保険金		8,003	7,850
損害調査費		1,506	1,381
諸手数料および集金費		△ 502	△ 1,032
満期返戻金		27	47
責任準備金等繰入額		—	1,035
その他保険引受費用		31	2
資産運用費用		42	—
有価証券売却損		0	—
有価証券評価損		42	—
営業費および一般管理費		11,433	10,801
その他経常費用		29	24
支払利息		18	16
貸倒引当金繰入額		7	—
貸倒損失		—	0
その他の経常費用		4	7
経常利益		1,276	1,941
特別利益		—	1
固定資産処分益		—	1
特別損失		22	13
固定資産処分損		15	4
特別法上の準備金繰入額		6	9
価格変動準備金		6	9
税金等調整前当期純利益		1,254	1,928
法人税および住民税等		668	909
法人税等調整額		53	△ 32
法人税等合計		722	876
当期純利益*		532	1,052
非支配株主に帰属する当期純利益*		—	—
親会社株主に帰属する当期純利益*		532	1,052

*会計基準の改正に則り名称を変更しております。

(3) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
当期純利益*		532	1,052
その他の包括利益		227	1,242
其他有価証券評価差額金		△ 129	266
退職給付に係る調整額		356	975
包括利益		759	2,294

*会計基準の改正に則り名称を変更しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		1,254	1,928
減価償却費		485	459
支払備金の増減額 (△は減少)		△ 202	△ 362
責任準備金等の増減額 (△は減少)		△ 346	1,035
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		7	△ 4
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		142	△ 271
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		△ 84	8
賞与引当金の増減額 (△は減少)		4	0
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		6	9
利息および配当金収入		△ 136	△ 111
有価証券関係損益 (△は益)		△ 388	△ 78
支払利息		18	16
為替差損益 (△は益)		△ 5	—
有形固定資産関係損益 (△は益)		15	2
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		199	△ 1,221
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		1,298	△ 239
小計		2,267	1,171
利息および配当金の受取額		156	151
利息の支払額		△ 18	△ 16
法人税等の支払額		△ 546	△ 959
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,858	347
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		30	—
有価証券の取得による支出		△ 18,993	△ 12,250
有価証券の売却・償還による収入		18,999	10,460
貸付けによる支出		0	—
貸付金の回収による収入		0	—
その他		3	—
資産運用活動計		39	△ 1,789
(営業活動および資産運用活動計)		(1,897)	(△ 1,442)
有形固定資産の取得による支出		△ 91	△ 19
有形固定資産の売却による収入		252	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		200	△ 1,809
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出		△ 135	△ 129
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 135	△ 129
現金および現金同等物に係る換算差額		5	—
現金および現金同等物の増減額 (△は減少)		1,929	△ 1,590
現金および現金同等物の期首残高		5,856	7,786
現金および現金同等物の期末残高		7,786	6,195

(注) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および同等物)は手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金、コールローン等の短期投資からなっております。

(5) 連結株主資本等変動計算書

平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	8,150	5,150	△ 11,040	2,259	538	△ 830	△ 291	1,968
当期変動額								
親会社株主に 帰属する当期純利益			532	532				532
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					△ 129	356	227	227
当期変動額合計			532	532	△ 129	356	227	759
当期末残高	8,150	5,150	△ 10,507	2,792	409	△ 473	△ 63	2,728

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	8,150	5,150	△ 10,507	2,792	409	△ 473	△ 63	2,728
当期変動額								
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,052	1,052				1,052
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					266	975	1,242	1,242
当期変動額合計			1,052	1,052	266	975	1,242	2,294
当期末残高	8,150	5,150	△ 9,455	3,844	676	501	1,178	5,022

◆連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（平成 27 年度）

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社
エース賃貸少額短期保険株式会社
2. 会計方針に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - ① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - ② その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っております。
 - (2) 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社および連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社および連結子会社の保有する自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によるおります。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - (3) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
 - (4) 貸倒引当金は、当社および連結子会社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。全ての債権は、資産査定および償却・引当規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した監査部等が査定結果および償却・引当状況を監査しております。
 - (5) 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
 - (6) 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当連結会計年度末の要支給見積額を計上しております。
 - (7) 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
 - (8) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。
 - (9) 消費税等の会計処理は税込方式によるおります。
 - (10) 法人税の税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正は以下のとおりであります。
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ等が行われることとなったことに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 28.77% から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度および平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 28.16% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 27.92% となっております。
この税率変更により、法人税等調整額は 6 百万円増加し、当期純利益は 6 百万円減少しております。
また、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が減少しておりますが影響額は軽微です。
3. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。

◆平成 27 年度連結貸借対照表関連

1. 有形固定資産の減価償却累計額は 521 百万円であります。
2. 賞与引当金には役員分 7 百万円が含まれております。
3. 1 株あたりの純資産額は 30,815 円 29 銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額は 5,022 百万円、普通株式に係る期末の純資産額は 5,022 百万円、1 株あたり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数は 163 千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆平成 27 年度連結損益計算書関連

1. 1 株あたりの当期純利益は 6,457 円 51 銭であります。算定上の基礎である当期純利益は 1,052 百万円、普通株式に係る当期純利益は 1,052 百万円、普通株式の期中平均株式数は 163 千株であります。
2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆平成 27 年度連結包括利益計算書関連

その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他有価証券評価差額金		退職給付に係る調整額	
当期発生額	444 百万円	当期発生額	886 百万円
組替調整額	△ 78 百万円	組替調整額	88 百万円
税効果調整前	366 百万円	税効果調整前	975 百万円
税効果額	△ 99 百万円	税効果額	－百万円
その他有価証券評価差額金	266 百万円	退職給付に係る調整額	975 百万円
		その他の包括利益合計	1,242 百万円

◆平成 27 年度連結株主資本等変動計算書関連

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当連結会計年度期首株式数（千株）	163	163
当連結会計年度増加株式数（千株）	—	—
当連結会計年度減少株式数（千株）	—	—
当連結会計年度末株式数（千株）	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
3. 配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆平成 27 年度金融商品関連

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は損害保険事業を行っており保険料として収受した資金等の運用を行っております。資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券です。資産運用に関するリスクは金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体の信用リスク、巨大災害の発生、市場の混乱等により著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係わるリスク管理態勢

資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規定に従い、以下のモニタリングをリスク管理委員会資産運用リスク部会で実施し、四半期ごとにリスク管理委員会ならびに取締役会へ報告しております。

- ①市場リスクについては含み損益、損益分岐点、金利感応度の状況をモニタリングしております。また VaR によるリスク量の管理を行っております。
- ②信用リスクについては同一与信先ならびに格付別の与信限度額の管理を行っております。
- ③流動性リスクについては災害時を想定した場合の想定資金化期間の状況をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金および預貯金	6,365	6,365	—
(2) 有価証券	37,006	37,006	—
その他有価証券	37,006	37,006	—
資産計	43,372	43,372	—
(1) 外国再保険借	2,905	2,905	—
負債計	2,905	2,905	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金および預貯金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によります。また、投資信託については、公表されている基準価格によります。

負 債

(1) 外国再保険借

主にグループ会社に対する再保険料の支払債務であり短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は非上場株式 94 百万円であり、これらは含まれておりません。

(6) 会計監査

当社は、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日より平成 27 年 3 月 31 日まで）および平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日まで）の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表について、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、PwC あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

III-4 リスク管理債権

該当なし

III-5 セグメント情報

(1) 事業の種類別セグメント情報

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

全セグメントの経常収益の合計、経常利益の合計および資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも 90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。

なお、投資事業は保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

同上

(2) 所在地別セグメント情報

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

全セグメントの経常収益の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも 90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しています。

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

同上

(3) 海外売上高

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の 10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

同上

III-6 エース賃貸少額短期保険株式会社の単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	年度	平成 26 年度	平成 27 年度
単体ソルベンシー・マージン総額 (A)		287	333
純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く。)		260	302
価格変動準備金		—	—
異常危険準備金		26	31
一般貸倒引当金		0	0
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前) (99%または 100%)		—	—
土地含み損益 (85%または 100%)		—	—
契約者配当準備金		—	—
将来利益		—	—
税効果相当額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
控除項目		—	—
単体リスクの合計額 (B)		32	33
$\sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_3 + R_4}$			
保険リスク相当額		17	17
(一般保険リスク R_1) * 1		17	17
(巨大災害リスク R_4) * 4		—	—
(資産運用リスク R_2) * 2		26	27
(経営管理リスク R_3) * 3		0	0
単体ソルベンシー・マージン比率 (C)		1,753.5%	2,009.3%
$C = [(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$			

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 211 条の 59、第 211 条の 60 および平成 18 年金融庁告示第 14 号の規定に基づいて算出しています。

単体ソルベンシー・マージン比率

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスク合計額」(上表の (B)) に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額: 上表の (A)) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (一般保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 資産運用上の危険 (資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 3 経営管理上の危険 (経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 2 および * 4 以外のもの
 - * 4 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額) とは、少額短期保険業者の純資産 (社外流出予定額等を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に、活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

III-7 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	年度	平成 26 年度	平成 27 年度
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)		17,918	20,952
資本金または基金等		2,792	3,844
価格変動準備金		38	48
危険準備金		13	13
異常危険準備金		14,996	15,659
一般貸倒引当金		6	5
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前) (99%または100%)		517	846
土地含み損益 (85%または100%)		—	—
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の合計額 (税効果控除前)		△ 473	501
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		27	31
その他		1	0
控除項目		—	—
連結リスクの合計額 (B)		3,492	3,549
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_2^2+R_3+R_4})^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク (R ₁) * 1		1,968	1,979
生命保険契約の保険リスク (R ₂) * 1		—	—
第三分野保険の保険リスク (R ₃) * 1		0	0
少額短期保険業者の保険リスク (R ₄) * 1		18	17
予定利率リスク (R ₅) * 2		6	6
生命保険契約の最低保証リスク (R ₆) * 3		—	—
資産運用リスク (R ₇) * 4		1,315	1,403
経営管理リスク (R ₈) * 5		128	131
損害保険契約の巨大災害リスク (R ₉) * 6		976	973
連結ソルベンシー・マージン比率 (C) C = [(A) / {(B) × 1 / 2}] × 100		1026.0%	1180.6%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条の 2 (連結ソルベンシー・マージン) および第 88 条 (連結リスク) ならびに平成 23 年金融庁告示第 23 号の規定に基づいて算出された比率です。

◆連結ソルベンシー・マージン比率

- 当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社において少額短期保険業を営んでおります。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。
連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社 (議決権が 50% 超の子会社) については計算対象に含めていません。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスクおよび少額短期保険業者の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 予定利率上の危険 (予定利率リスク) : 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 最低保証上の危険 (生命保険契約の最低保証リスク) : 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - * 4 資産運用上の危険 (資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 5 経営管理上の危険 (経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 4 および * 6 以外のもの
 - * 6 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」
当社およびその子会社等の純資産 (剰余金処分額を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、国内の土地の含み益の一部等の総額
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

その他

損害保険用語の解説	98
店舗所在地一覧	100

<力行>

〔価格変動準備金〕

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金のことです。

〔過失相殺〕

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

〔急激かつ偶然な外来の事故〕

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。

〔クーリングオフ制度〕

契約の取り消し請求権をいいます。損害保険の場合、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができることとなっています。ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外になっています。

〔契約者貸付〕

積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返戻金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

〔契約者配当金〕

積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

〔契約のしおり〕

保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解したうえで契約手続を行えるよう、契約時に配付するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続等が記載されています。

〔契約の失効〕

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は、保険契約は失効となります。

〔告知義務〕

保険を契約する際に、下記の①～③に該当する事項について、保険契約者等は保険会社に対して、「質問応答義務」として答えなければ

なりません。これを告知義務といいます。

①危険に関する ②重要な事項で

③保険会社が「告知事項」として告知を求めたもの

例えば、火災保険では、建物の所在地、構造、他の保険契約等の有無などにつき、この告知義務があります。

<サ行>

〔再調達価額〕

現在お住まいの建物、またはご所有の家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するために必要な金額のことです。

〔再保険〕

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を相当の対価を支払って他の保険会社に転嫁することをいいます。

〔時価〕

現在お住まいの建物、またはご所有の家財と同等の物をその時点にて新たに建築、あるいは購入するのに必要な金額（再調達価額）から、使用による消耗分を差し引いた金額のことです。

〔事業費〕

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称していいます。

〔質権設定〕

保険金請求権の質入れのことを略していいます。火災保険において多く行われており、保険の対象（例えば火災保険における建物）のうえに担保物権を持つ者（例えば抵当権者）の債権を保全する手段の1つです。

〔指定紛争解決機関〕

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者へ解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には消費者相談や法律の専門家などが紛争解決手続を実施します。当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しており、当社との間で問題を解決できない場合には解決の申立てを行うことができます。

〔重度後遺障害〕

①両眼失明、②咀嚼く（食べ物をよく噛み砕くこと）または言語機能の全廃、③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する障害等をいいます。

〔全損〕

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要す

る費用が再調達価額または時価額を超えるような場合で保険金額の全額が支払われる損害を全損といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

〔損害保険大学課程〕

損害保険募集人一般試験に合格した人が損害保険の募集に関する知識や業務のさらなるステップアップをめざすしくみです。一般社団法人日本損害保険協会が従来実施していた「損害保険代理店専門知識」と一般社団法人日本損害保険代理業協会の「保険大学校・認定保険代理士制度」の2つの制度を整理・統合し、損害保険業界共通の制度として創設されたものです。

〔損害保険募集人一般試験〕

損害保険募集人が保険募集にあたり、保険商品に関する重要事項等を正確に説明するための知識を業界共通の内容で教育することを目的とした試験制度です。試験には基礎単位と商品単位があり、これから代理店登録または募集人届出をする方、既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に実施する試験で5年の更新制となります。

〔損害率〕

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出の根拠として用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えたものを正味保険料で除した割合を指します。

<夕行>

〔大数（たいすう）の法則〕

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくとということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

〔超過保険・一部保険〕

保険金額（ご契約金額）が保険の対象の価額（保険価額）を超えて設定されている場合を超過保険といいます。また、実際の価額より保険金額が少なく設定されている場合を一部保険といいます。一部保険の場合には、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

〔重複保険〕

同一の保険の対象について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存

在する場合を広義の重複保険といえます。また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価（額）を超過する場合を狭義の重複保険といえます。

〔通知義務〕

保険を契約した後、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡する義務のことをいいます。例えば、火災保険の場合、住居を店舗に改造したときなどがこれに該当します。

〔積立勘定〕

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用するしくみのことをいいます。

<八行>

〔被保険者（ひほけんしゃ）〕

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

〔被保険利益〕

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といえます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的としますから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

〔比例支払〕

損害が発生した時、保険金額（ご契約金額）が保険価額（保険の対象としたもの実際の価額）を下回っている一部保険の場合に、その不足する割合に応じて保険金を減額してお支払いすることをいいます。

〔分損〕

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らないことをいいます。

〔保険価額〕

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

〔保険期間〕

保険の契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金をお支払いします。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていない時には保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

〔保険金〕

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

〔保険金額〕

保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

〔保険契約者〕

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。

〔保険契約準備金〕

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

〔保険契約申込書〕

保険を契約する際に保険契約者が記入・押印し、保険会社に提出する所定の書類のことをいいます。保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは契約内容に対する理解の相違が生じ、紛争の原因となるので、一般的に保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

〔保険事故〕

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

〔保険証券〕

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

〔保険の対象〕

保険によって補償される対象のことをいいます。火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

〔保険約款（やっかん）〕

保険契約の内容を定めたものです。保険契約者の保険料支払いや告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定められています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の補償内容を拡張・変更・制限する特別約款および特約とがあります。

〔保険料〕

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

〔保険料即収の原則〕

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則です。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

〔保険料率〕

保険料を算出するうえで用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。例えば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」、または「1パーミル」と表現されることがあります。

<マ行>

〔満期返戻（へんれい）金〕

積立保険（貯蓄型保険）または月掛の保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことをいいます。その金額は契約時に定められています。なお、保険の種類等により満期返戻（はらいもどし）金という場合があります。

〔免責〕

保険契約の申込みに際して、補償されない（保険金が支払われない）事項を定める場合がありますが、これを免責または免責事項といいますが、保険事故が発生しても、免責事項に該当する場合には補償されません。

〔免責金額〕

自己負担額のことです。支払保険金の計算にあたって損害額から差引く金額をいいます。免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式が一般的です。

〔元受（もとうけ）保険〕

保険会社が個々の個人や法人の契約者と契約する保険のすべてをいいます。

〔元受（もとうけ）収入保険料、元受正味保険料、正味収入保険料〕

損害保険会社の売上規模を示す指標として用いる元受収入保険料、元受正味保険料、正味収入保険料とは、それぞれ次のものをいいます。

元受収入保険料

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

元受正味保険料

元受収入保険料（グロス）から諸返戻金を控除したものです。ただし、満期返戻金は控除しません。積立保険（貯蓄型保険）については収入積立保険料を含みます。

正味収入保険料

元受正味保険料に受再正味保険料を加え、支払再保険料および収入積立保険料を控除したものをいいます。

本社	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7000 (代)	
北海道支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)	(011)261-1501 (代)	Fax (011)241-0368
東北支店	〒980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町1丁目7番18号(白蜂広瀬通りビル)	(022)262-7791 (代)	Fax (022)265-0527
青森営業所	〒033-0001	青森県三沢市中央町4丁目3番4号(YG三沢ビル)	(0176)53-4413 (代)	Fax (0176)57-0408
北関東支店	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号(ソニックシティビル)	(048)644-1233 (代)	Fax (048)647-2375
新潟営業所	〒950-0911	新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号(アーバンネット新潟笹口ビル)	(025)245-7291 (代)	Fax (025)244-8789
宇都宮営業所	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り2丁目1番5号(明治安田生命宇都宮大通りビル)	(028)635-6699 (代)	Fax (028)633-5536
前橋営業所	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町3丁目5番13号(前橋セントラルビル)	(027)235-7071 (代)	Fax (027)235-7075
旅行保険本店営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7060 (代)	Fax (03)6364-7422
不動産保険本店営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7050 (代)	Fax (03)6364-7420
東京支店	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7070 (代)	Fax (03)6364-7416
中央統括支店	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7080 (代)	Fax (03)6364-7418
神奈川支店	〒220-8144	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号(横浜ランドマークタワー)	(045)683-3600 (代)	Fax (045)683-3636
静岡支店	〒420-0857	静岡県静岡市葵区御幸町11番30号(エクセルワード静岡ビル)	(054)254-0331 (代)	Fax (054)254-7915
浜松営業所	〒430-0946	静岡県浜松市中区元城町218番地26号(聖隷ビル)	(053)454-4401 (代)	Fax (053)455-1655
名古屋支店	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7000 (代)	Fax (052)747-7100
岐阜営業所	〒500-8833	岐阜県岐阜市神田町1丁目8番5号(協和興業ビル)	(058)264-6271 (代)	Fax (058)263-7267
三重営業所	〒510-0067	三重県四日市市浜田町6番11号(サムティ四日市ビル)	(059)352-2164 (代)	Fax (059)354-1364
中部不動産保険営業部	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7000 (代)	Fax (052)747-7100
大阪支店	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7591 (代)	Fax (06)6343-7588
京都営業所	〒604-8101	京都府京都市中京区柳馬場通り御池下ル柳八幅町65番地(京都朝日ビル)	(075)211-5501 (代)	Fax (075)251-0798
徳島営業所	〒770-0841	徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地(三井生命徳島ビル)	(088)626-3511 (代)	Fax (088)655-1876
関西不動産保険営業部	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7591 (代)	Fax (06)6343-7588
広島支店	〒730-0017	広島県広島市中区鉄砲町7番18号(東芝フコク生命ビル)	(082)221-9311 (代)	Fax (082)223-8441
岡山営業所	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号(日本生命岡山第2ビル新館)	(086)224-6285 (代)	Fax (086)231-9625
福岡支店	〒810-0001	福岡県福岡市中央区天神4丁目2番20号(天神幸ビル)	(092)751-5061 (代)	Fax (092)771-5504
北九州営業所	〒802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目1番1号(KMMビル)	(093)511-5012 (代)	Fax (093)511-6509
熊本支店	〒860-0804	熊本県熊本市中央区幸島町5番1号(日本生命熊本ビル)	(096)354-8221 (代)	Fax (096)359-4559
沖縄支店	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル)	(098)911-6660 (代)	Fax (098)911-9900
企業営業1部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7182 (代)	Fax (03)6364-7410
国際営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7181 (代)	Fax (03)6364-7410

損害サービス専門オフィス

保険金カスタマーセンター	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー)	(050)3164-8690 (代)	Fax (022)778-0245
自動車保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7200 (代)	Fax (03)6364-7440
火災・新種個人保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7210 (代)	Fax (03)6364-7450
火災・新種法人保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7211 (代)	Fax (03)6364-7450
傷害・医療保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7220 (代)	Fax (03)6364-7448
札幌損害サービスセンター	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)	(011)261-8023 (代)	Fax (011)261-1512
名古屋損害サービスセンター	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7020 (代)	Fax (052)747-7120
大阪損害サービスセンター	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7585 (代)	Fax (06)6343-7583
福岡損害サービスセンター	〒810-0001	福岡県福岡市中央区天神4丁目2番20号(天神幸ビル)	(092)751-5067 (代)	Fax (092)751-3994
沖縄損害サービスセンター	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル)	(098)911-6630 (代)	Fax (098)911-9900

各種問い合わせ先

エース保険 事故受付サービス 0120-011-313 **お客様サポートダイヤル 0120-550-385**

海外旅行保険事故専用 **0120-071-313** 傷害保険事故専用 **0120-091-313** がん・医療保険事故専用 **0120-289-822**

Business Report 2016 2016年7月発行

エース損害保険株式会社
A Chubb Company
マーケティング&コミュニケーション部

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
03-6364-7000(代) www.acegroup.com/jp

